

滋賀県の環境影響評価制度（環境アセスメント制度）の見直しについて
(第2次答申)

令和7年(2025年)10月
滋賀県環境審議会

1 はじめに

滋賀県では、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発行為に対し、環境汚染を未然に防止し良好な環境の確保を図ることを目的として、昭和 56 年（1981 年）に「滋賀県環境影響評価に関する要綱（以下「要綱」という。）」が制定され、道路、ダム、発電所、工場・工業団地の造成といった大規模開発事業を実施する際には、事前に環境アセスメント手続が必要となった。この当時の環境保全対策は、環境の悪化を招く行為を規制し、悪化した環境を回復させることに重きが置かれており、また、当時の開発行為は、地域住民との十分な意見調整なしに実施されることがあり種々の紛争を招くケースもあった。このため、環境アセスメント制度には、環境汚染の未然防止の観点や住民意見を聴くプロセスが設けられている。

その後、要綱の対象事業や対象規模要件の多くは、現在の滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年滋賀県条例第 40 号。以下「条例」という。）に引き継がれ、これまでに 82 件の事業に制度を適用されることで、大規模開発事業における事業者の自主的な環境配慮の促進、事業実施に係る円滑な合意形成の促進、乱開発の抑制などに成果を挙げてきたところである。

こうした経緯の中、令和 6 年 9 月に滋賀県知事から当審議会に対し、これまでの社会経済情勢等の変化を踏まえた「環境アセスメント制度の見直し」について諮問がなされた。その後、令和 6 年 12 月に条例別表第 12 号に掲げる工業団地の造成事業および同第 15 号に掲げる工場の建設事業に係る制度見直しの基本的な考え方等をまとめた第 1 次答申を行った。

本第 2 次答申は、第 1 次答申で示された方向性を基に制度見直しの具体的な内容を検討し、その結果をとりまとめたものである。

滋賀県では、琵琶湖からその上流の森林までを森、川、里、湖のつながりとして捉え、その豊かな自然環境を守り次世代に引き継ぐための施策を進めており、引き続き、環境アセスメント制度を通じて持続可能な開発を進める必要がある。一方で、環境アセスメント対象事業の規模要件が厳しすぎたり、その手続に必要以上の時間をしてしまうと、土地利用の現況によっては、環境と経済・社会活動のバランスが崩れるばかりか、将来的に環境保全に携わる人が減少し、環境保全に充てる財源も乏しくなることで、人と自然環境とのつながりの衰退を招くなど、環境悪化を引き起こす可能性があると危惧される。

このため、今般の環境アセスメント制度の見直しは、造成される場所の現況に応じて「従来どおり手続を行う必要のある場所」と「手続の合理化を行って差し支えない場所」とで区分を明確化すること。さらに他法令で類似の手続を有する場合は合理化を図ることで、手続にメリハリをつけることに重きを置くものである。これにより、造成に伴う環境影響が比較的小さいと考えられる場所に工場、工業団地の誘導を図る

ことで、環境と経済・社会活動の調和が図られた健全なまちの発展に貢献するとともに、人口減少に伴う自然環境の衰退等の諸課題を、地域に企業を呼び込み事業活動との協働により解決を図ろうとする「攻めの環境保全」の観点からの制度改正を提言するものである。

さらに、滋賀県の有する琵琶湖を中心とした森・川・里・湖とそのつながりによって育まれる生態系サービス、琵琶湖と共生する農林水産業（琵琶湖システム）等に注目し、それら地域資源の維持および持続可能な活用を進める観点から、近年、国内外で注目されるネイチャーポジティブ（自然再興）、N b S（自然を基盤とした解決策）、O E C M（保護地域以外で生物多様性保全に貢献している地域）、C O₂ネットゼロ等の観点を環境影響評価手法等の検討に必要となる「情報」として追加することを提言するものである。

2 制度の見直しについて

（1）面積規模要件について

条例では、17種類の対象事業が定められており、このうち、面的開発事業（工業団地、宅地、レクリエーション施設などの開発事業）は全て同じ面積規模要件とされている。しかしながら、工場建設事業については、造成に伴い生じる環境影響が他の面的開発事業とほとんど同じにも関わらず、面積規模要件がより厳しいものになっており、10ha未満の工場の分散化や企業の県外流出に繋がっている可能性があるとの意見もある。また、県内市町からは、面積規模要件を設定した昭和50年代以降の環境改善の状況や環境法令の強化の状況を踏まえ、面積規模要件の整合性の検討を求める意見も出されている（図1）。

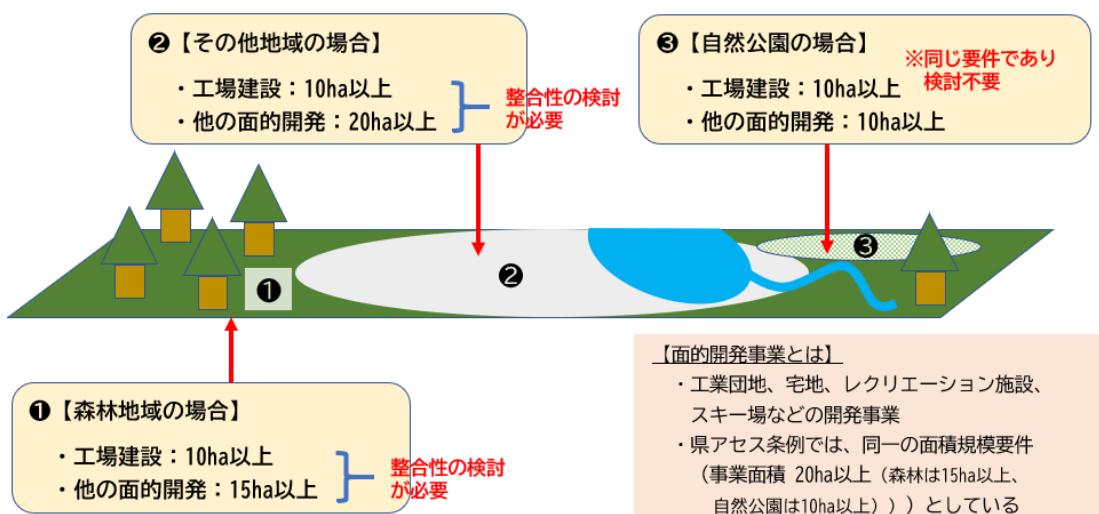


図1 現行の面積規模要件（工場、面的開発事業）

工場が周辺環境に及ぼす影響としては、工事車両の増加や重機の稼働に伴う造成中の影響と、完成した施設からの排水や騒音といった稼働後の影響が考えられる。工場造成中および工場稼働後の環境負荷については、面積規模要件を検討した昭和50年代と比較し、環境関係法令の充実や企業の自主的な環境意識の高まり等により、発生する環境負荷は大きく低減している状況にある。

こうした現状を勘案すると、②その他地域において現行 10 ヘクタール以上とされている工場の面積規模要件を他の面的開発事業の面積規模要件と同じ 20 ヘクタール以上とすること、また、①森林地域において他の面的開発事業の面積規模要件と同じ 15 ヘクタール以上とすることで整合を図ることは、他府県が設定している面積規模要件と比較しても妥当である。

（2）手続について

ア エリアの区分・明確化

環境アセスメント手続では、事業予定地の特性に応じた環境影響の調査等が適切に行われ、環境影響の回避・低減が図られた上で事業が実施されることが重要である。現状、条例に基づく手続（図2）のうち、①森林地域（自然豊かな場所）で計画される事業の場合は3～4年、②その他地域で計画される事業の場合は2～3年程度の手続期間を要している。

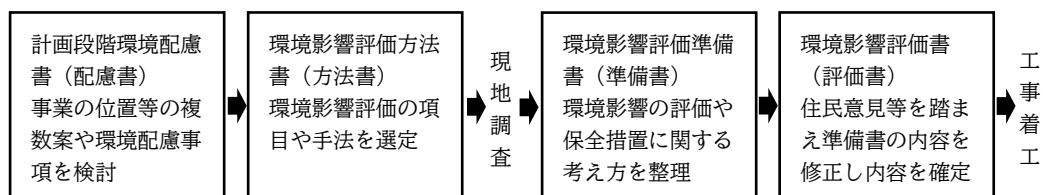


図2 条例の手続フロー

手続の緩和は、改変に伴う環境影響が比較的小さいと考えられる②その他地域において行うのが望ましいと考えられる。しかし、②その他地域であっても山林や河川に近い場所、鳥獣保護区、ヨシ群落の保全区域といった、開発に当たって配慮されるべき自然環境を有する区域が存在する。滋賀県では、これまでから琵琶湖からその上流の森林までを森、川、里、湖のつながりとして捉え、その豊かな自然環境や人々の営み（暮らしや産業）を守るための施策を進めている。そのような観点からも、②その他エリアの中から【A】手続緩和エリアにならないエリアを区分し、【B】手続緩和エリアになり得るエリア（白地エリア）を絞り込む必要がある（図3）。

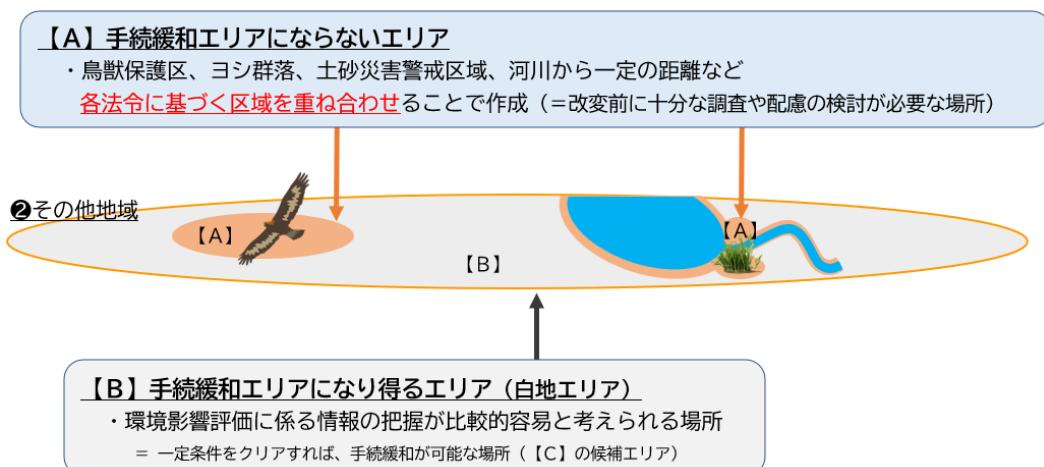


図3 更なる絞り込みのイメージ

【A】手続緩和エリアにならないエリア（各法令で指定された区域を GIS データで重ね合わせて作成）

	区域名	根拠法令
1	砂防指定地	砂防法
2	地すべり防止区域	地すべり等防止法
3	河川から 200m の範囲 (27 河川において設定)	-
4	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
5	土砂災害警戒区域 (特別警戒区域を含む)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
6	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
7	原生自然環境保全地域、 自然環境保全地域、 滋賀県自然環境保全地域、 緑地環境保全地域	自然環境保全法 滋賀県自然環境保全条例
8	ヨシ群落保全区域	滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例
9	希少野生動植物種の生息・生 育地保護区	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例

※上記 1 ~ 9 の区域と森林地域（国土利用計画法）および自然公園（自然公園法、滋賀県立自然公園条例）を重ね合わせた『【A】手続緩和エリアにならないエリア』（GIS データ）は、『答申参考資料1』に示すとおりである

※27 河川は『答申参考資料2』を参照

【B】手続緩和エリアになり得るエリア（白地エリア）

- ・上記【A】以外の場所

また、【B】手続緩和エリアになり得るエリア（白地エリア）においても、工場や工業団地を造成することの住民説明がなされていない場合は、計画初期段階での環境配慮事項の検討の機会をなくす可能性があり、手続緩和の対象とすることは妥当ではない。このため、手続緩和の対象とするのは、住民説明の機会を有する都市計画法の手続が進められていることが必要であり、【A】手続緩和エリアにならないエリアと重ならない形で都市計画法の工業専用地域または地区計画（専ら工場、工業団地の用に供されるものに限る。）（以下「工業専用地域」等という。）が設定され、工場、工業団地が造成される場合に手続緩和の対象とすることが妥当である（図4）。

【B】の場所に、工場・工業団地を造ろうとする場合

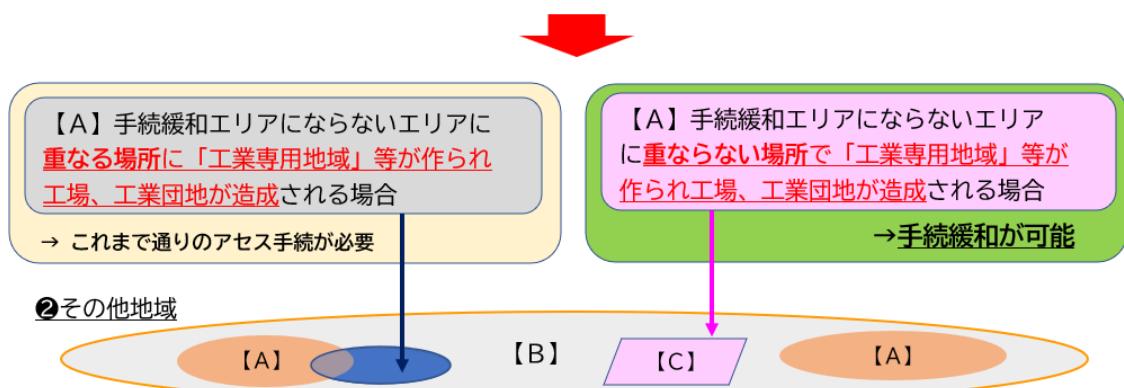


図4 手続緩和の対象とする工場、工業団地イメージ

なお、環境アセスメント制度は、開発に伴う環境影響の調査等を行う制度であることから、農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域内農用地区域内農地」など開発が規制されている区域については【A】手続緩和エリアにならないエリアに含めていない。また、法令に基づく区域以外にもネイチャーポジティブ、NbS、OECMなど、大規模事業の実施に当たり、その場所が把握され、生態系のつながりを守る観点からの配慮が必要な場所の取り扱いについては、3 技術指針の見直しとして後述する。

イ 手続の緩和

既造成地などを含む【C】（手続緩和エリア）は、環境影響評価に係る情報の把握が比較的容易な場所である。このため、このエリアで求められる手続は最

小限とすることで、これまで通りの手続が求められるエリア（【A】【B】）からの事業の誘導を図ることが望ましい。しかしながら、【C】（手続緩和エリア）であっても、希少な動植物の生息・生育が確認される場合があることから、現地調査の実施を含め、環境影響評価準備書（準備書）以降の手続は必須とするべきである。一方で、計画段階環境配慮書（配慮書）および環境影響評価方法書（方法書）の手続については、次の理由により原則省略として差し支えないものと考えられる。なお、これらは、個別の地域事業に左右されることから、手続の実施も可能とすることが妥当と考えられる（図5）。

＜【C】の場所で工場・工業団地を造成する場合＞

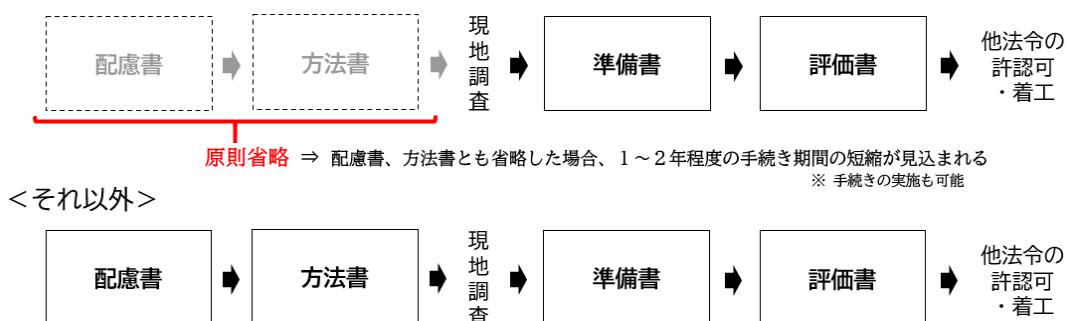


図5 【C】の場所とそれ以外の場所での手続フロー

＜手続を省略可能とする理由＞

【配慮書】:【C】（手続緩和エリア）の工業専用地域等では、工場や工業団地を造成することの住民説明がなされており、配慮書で求められる立地選定等の検討が完了している。

【方法書】:【C】（手続緩和エリア）は、いったん人為的な改変がなされた土地であることから、滋賀県環境影響評価技術指針（平成11年滋賀県告示第124号）に示される調査手法を基に調査項目等の絞り込みが可能である。なお、調査手法は、準備書の段階で客観性を示すためにも、事業者が予め専門家ヒアリング等されることが一般的であり、手法の妥当性も相当程度確保されている。

3 技術指針の見直しについて

滋賀県環境影響評価技術指針では、事業予定地およびその周辺の地域特性（自然的状況および社会的状況）を把握し、環境影響の予測評価や環境保全措置を検討するよう求めている。

近年、県内でも気候変動や生物多様性の衰退といった課題が顕在化している現状を踏まえ、滋賀県の象徴でもある森・川・里・湖のつながりを持つ琵琶湖を中心とした豊かな自然環境、その恵みを受けた暮らしを守り次世代に引き継ぐことを目的として、今回の制度見直しに合わせた技術指針の改定を提言する。具体的には、技術指針の「地域特性として把握すべき事項」に以下の点を追加し、生態系のつながりやCO₂ネットゼロ社会づくりの観点からの環境配慮を求めることが妥当である。

＜把握されるべき地域特性として追加するもの＞

（琵琶湖システムの観点）

- ・森・里・湖に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム
- ・コイ・フナ類の産卵場ポテンシャルの高い地域
- ・ふるさと文化財の森

（生態系、生物多様性の保全（ネイチャーポジティブ）の観点）

- ・OECMとして認定されている場所
- ・さとがわ指数（水辺環境の多様性が高く、魚類やトンボ類などの多様性が高いと考えられる場所）
- ・さとやま指数（里山環境の多様性が高く、里山に生息するサシバや、トンボ類、両生類などの多様性が高いと考えられる場所）
- ・イヌワシ、クマタカの保護および生息環境保全ゾーン
- ・滋賀県ビオトープネットワーク長期構想における重要拠点区域、生態回廊
- ・ラムサール条約の登録湿地

（N b Sの観点）

- ・森林のもつ気候変動緩和機能
- ・森林や農地の持つ洪水調整量および土砂流出防止量
- ・一時的な水の貯留可能性がある場所
- ・地形・地質等から雨水浸透機能が期待できる場所

＜事業者における環境配慮の観点から追加するもの＞

- ・事業活動を通じたCO₂ネットゼロ社会づくりの推進に向けた省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入、吸収源対策

4 参考資料

- ・『答申参考資料1：環境アセスメント制度の見直しに向けた検討結果について』および『答申参考資料2：河川から一定距離』を添付

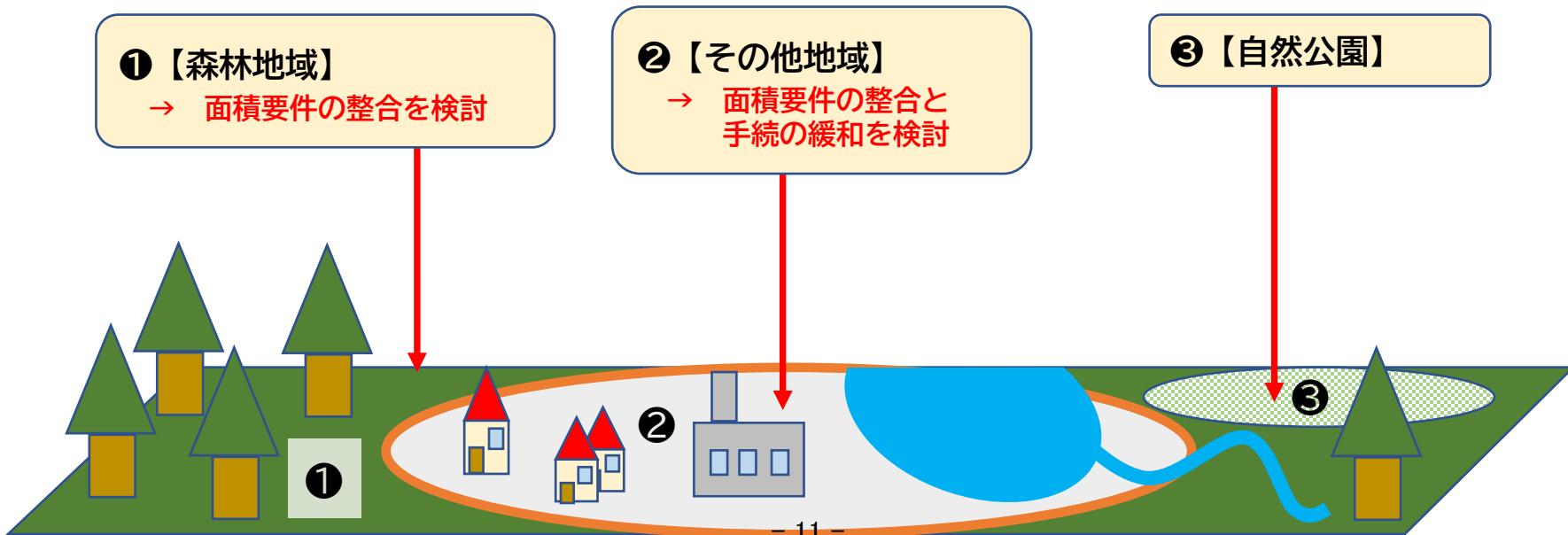
<用語説明>

用語	解説
環境アセスメント	開発事業の内容を決めるに当たり、それが環境にどのような影響を及ぼすか、予め事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表し住民や地方公共団体等から意見を聴き、それらを踏まえ、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作りあげていこうという制度（規制や許認可では無い）。
生態系サービス	人々が生態系から得ることのできる便益のこと。「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」等がある。
琵琶湖システム	伝統的な琵琶湖漁業、水田に遡上する湖魚を育む「魚のゆりかご水田」、米と湖魚との融合から生まれたフナズシなどの食文化、湖魚を用いた祭礼などと併せて、琵琶湖の環境に配慮した環境こだわり農業（オーガニック農業）や水源となる森林保全活動などによって形づくられる持続的な生業（なりわい）のシステム。2022年に世界農業遺産としてFAO（国連食糧農業機関）に認定された。
ネイチャーポジティブ (自然再興)	生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること。2030年までにこの状態を実現することを目指す国際的な目標。
NbS (自然環境を基盤とした解決策)	自然環境を社会・経済・暮らし・文化の基盤として認識し、自然の恵みを活かして気候変動対策、防災・減災、地域経済の活性化などの社会課題の解決に役立てようとする取組（NbS : Nature-based Solutions）
OECM (保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)	保護地域以外で民間等の取組により生物多様性保全が図られている地域。OECM (Other Effective area-based Conservation Measures) は、2018年の生物多様性条約COP14で定義された。
CO ₂ ネットゼロ	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる

	「吸收量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。「カーボンニュートラル」「脱炭素」と同意
--	---

以上

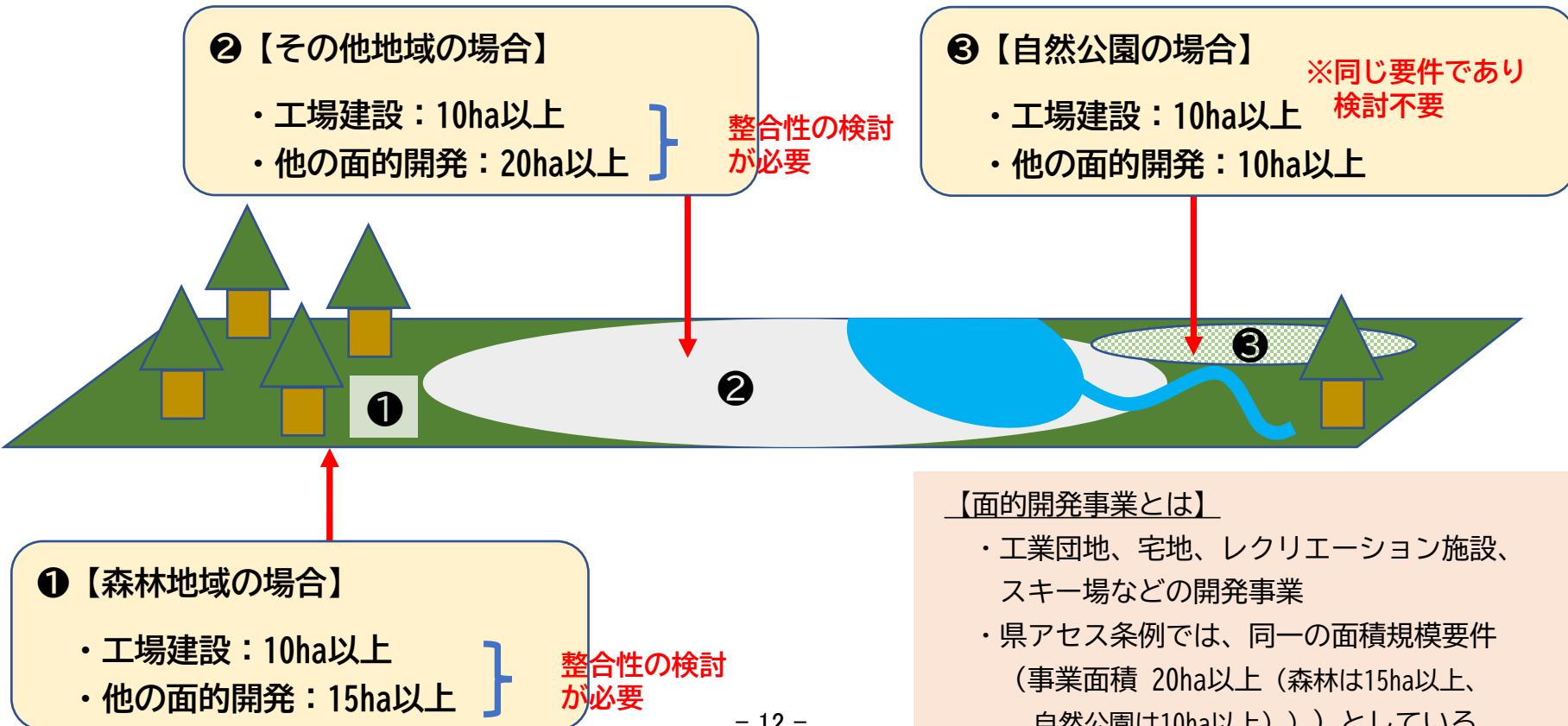
- 現行の滋賀県環境影響評価条例では、県内を ①森林地域、②その他地域、③自然公園に区分し、それぞれ異なる面積規模要件を設定している。
- 今般、条例別表の対象事業のうち「第12号 工業団地」「第15号 工場」の造成事業について、
- ・検討事項 1 ①森林地域および②その他地域における面積規模要件の整合
 - ・検討事項 2 ②その他地域における手続緩和
- の検討を行った。



検討事項1 (①森林地域および②その他地域における面積規模要件の整合について)

【現状】

- 「工場」と「工業団地を含めた面的開発事業（宅地の造成や土地区画整理事業など）」は、造成に伴う環境影響が同程度にも関わらず、面積規模要件が異なることから様々な課題が生じている。
- このため、他の都道府県の面積規模要件も参考にしながら、面積規模要件の整合を検討する必要がある。



面積要件が異なることで生じている課題（1）

課題1：造成に伴い生じる環境影響がほとんど同じにも関わらず、造成目的（工場か工業団地か）によって要件が異なる【i】

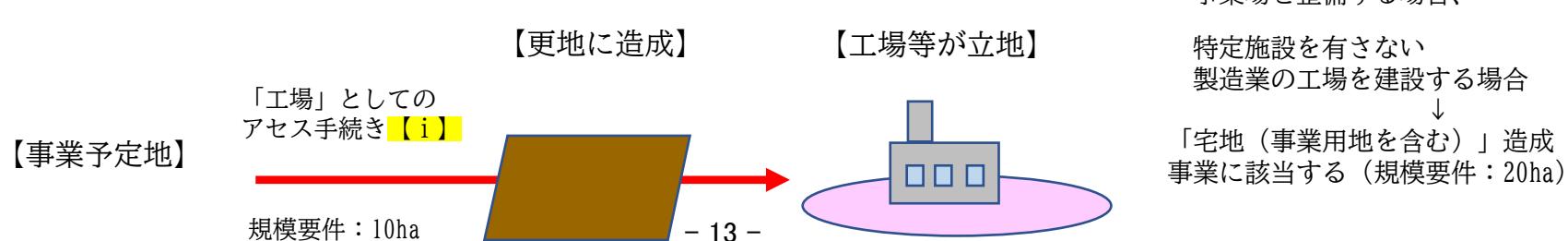
工業団地（条例別表第12号）

- 工場立地法に規定される工業団地（製造業などの2以上の工場、事業場の用に供される敷地等）の造成工事が対象
- 造成後は、2区画以上の更地となりそれぞれ分譲される



工場（条例別表第15号）

- 大気汚染防止法のばい煙発生施設、水質汚濁防止法の特定施設、騒音規制法の特定施設を有する製造業、ガスまたは熱供給業の工場、事業場の建設が対象
- 造成後は、基本的に単独の工場・事業場となる



面積要件が異なることで生じている課題（2）

課題2：工場の面積規模要件がより厳しいことで、10ha未満の工場の分散化や企業の県外流出につながっている可能性がある

■ 県内の工場建設件数の経年変化（R2年3月末時点）※操業中で5ha以上のもの

※ アセス制度の制定は昭和54年

	S39年（1964年）以前	S40年（1965年）～S49（1974年）	S50年（1975年）～S59年（1984年）	S60年（1985年）～H6年（1994年）	H7年（1995年）以降
20ha以上	5 (24%)	10 (17%)	6 (17%)	3 (9%)	1 (3%)
10～20ha	3 (14%)	17 (29%)	8 (22%)	5 (15%)	4 (10%)
10ha未満	13 (62%)	31 (53%)	22 (61%)	25 (76%)	35 (88%)
計	21	58	36	33	40

→ アセス制度の制定後、手続を要しない10ha未満の工場立地が増加している

■ 県内の工業団地の造成件数（R5年9月末時点）

	S39年（1964年）以前	S40年（1965年）～S49（1974年）	S50年（1975年）～S59年（1984年）	S60年（1985年）～H6年（1994年）	H7年（1995年）以降
20ha以上	0	7 (64%)	0 (0%)	8 (30%)	6 (23%)
20ha未満	0	4 (36%)	7 (100%)	19 (70%)	20 (77%)
計	0	11	7	27	26

→ 工業団地については、そのような傾向は見られない

各アセス条例の面積規模要件の比較（②【その他地域】）

- ・「工業団地」と「工場」の両方の面積要件を設定しているのは、42都道府県
- ・うち、面積要件が異なるのは、4都県（東京、岐阜、奈良、滋賀）
 - ◇【青色】：工場よりも工業団地の要件が厳しい → 東京
 - ◇【黄色】：工業団地よりも工場の方が要件が厳しい → 岐阜、奈良、滋賀

■「工業団地」の面積要件

面積規模	数	内訳
100ha～	1	兵庫
75ha～	7	宮城、秋田、山形、茨城、富山、和歌山、鳥取
50ha～	19	北海道、青森、福島、栃木、千葉、石川、長野、静岡、京都、大阪、 奈良 、島根、岡山、広島、山口、高知、福岡、熊本（地下水保全地域は25ha）、宮崎
40ha～	4	福井、 岐阜 、鹿児島、佐賀（35ha～）
30ha～	2	長崎、大分
20ha～	6	群馬、埼玉、三重（簡易アセス10ha～）、 滋賀 、香川、沖縄
15ha～	1	山梨
10ha～	2	神奈川、 東京 （全て）

■「工場」の面積要件

面積規模	数	内訳
100ha～	1	兵庫
75ha～	7	宮城、秋田、山形、茨城、富山、和歌山、鳥取
50ha～	18	北海道、青森、福島、栃木、千葉、石川、長野、静岡、京都、大阪、島根、岡山、広島、山口、高知、福岡、熊本（地下水保全地域は25ha）、宮崎
40ha～	4	福井、鹿児島、佐賀（35ha～）
30ha～	2	長崎、大分
20ha～	6	群馬、埼玉、三重（簡易アセス10ha～）、香川、 岐阜 （かつ改変8ha～）、沖縄
15ha～	2	山梨、 奈良
10ha～	3	神奈川、 滋賀 、 東京 （敷地0.9ha～、建築0.3ha～）

各アセス条例の面積規模要件の比較 (① 【森林地域】)

- 森林地域でより厳しい面積要件を定めているのは、**6県** (秋田、山形、兵庫、長野、滋賀、群馬)
- 森林区域の工業団地と工場で面積要件が異なるのは、**4都県** (東京、奈良、岐阜、滋賀)

■ 「工業団地」の面積要件

面積規模	数	内訳
75ha～	5	宮城、茨城、 富山、和歌山、鳥取
50ha～	21	北海道、青森、 秋田 、 山形 、 福島、栃木、千葉、石川、 静岡、京都、大阪、 兵庫 、 奈良 、島根、岡山、広島、 山口、高知、福岡、熊本 (地 下水保全地域は25ha) 、宮崎
40ha～	4	福井、 岐阜 、鹿児島、 佐賀 (35ha～)
30ha～	3	長野 、長崎、大分
20ha～	4	埼玉、三重 (10ha～簡易アセス) 、 香川、沖縄
15ha～	2	山梨、 滋賀
10ha～	1	神奈川
10ha未満	2	群馬 、 東京 (全て)

■ 「工場」の面積要件

面積規模	数	内訳
75ha～	5	宮城、茨城、 富山、和歌山、鳥取
50ha～	20	北海道、青森、 秋田 、 山形 、 福島、栃木、千葉、石川、 静岡、京都、大阪、 兵庫 、 島根、岡山、広島、 山口、高知、福岡、熊本 (地 下水保全地域は25ha) 、宮崎
40ha～	3	福井、鹿児島、 佐賀 (35ha～)
30ha～	3	長野 、長崎、大分
20ha～	5	埼玉、 岐阜 (かつ改変8ha～) 、 三重 (10ha～簡易アセス) 、 香川、沖縄
15ha～	2	山梨、 <small>←2種 事業</small> 奈良 <small>←工場に設置 されるものは除く</small>
10ha～	2	神奈川、 滋賀
10ha未満	2	群馬 <small>←保安林区域のみ5ha 他は、20ha又は50ha</small> 東京 (敷地0.9ha～、建築0.3ha～)

各アセス条例の面積規模要件の比較（③【自然公園】）

- 自然公園で面積要件を強化しているのは、**16県**（宮城、秋田、山形、兵庫、鳥取、長野、鹿児島、奈良、栃木、三重、滋賀、岡山、沖縄、静岡、群馬、神奈川）
- 自然公園の工業団地と工場で面積要件が異なるのは、**4都県**（富山、岐阜、奈良、東京）

■「工業団地」の面積要件

面積規模	数	内訳
75ha～	3	茨城、 富山 、和歌山
50ha～	19	北海道、青森、 宮城 、 秋田 、 山形 、福島、千葉、石川、京都、大阪、 兵庫 、 鳥取 、島根、広島、山口、高知、福岡、熊本（地下水保全地域は25ha）、宮崎
40ha～	3	福井、 岐阜 、 佐賀 （35ha～）
30ha～	4	長野 、長崎、大分、 鹿児島
20ha～	3	埼玉、 奈良 、香川
15ha～	2	栃木 （特別地域は10ha）、山梨
10ha～	4	三重 、 滋賀 、 岡山 、 沖縄
10ha未満	4	静岡 （5ha～）、 群馬 （5ha～）、 神奈川 （3ha～（特別区域は1ha～））、 東京 （全て）

■「工場」の面積要件

面積規模	数	内訳
75ha～	2	茨城、和歌山
50ha～	19	北海道、青森、 宮城 、 秋田 、 山形 、福島、千葉、石川、京都、大阪、 兵庫 、 鳥取 、島根、広島、山口、高知、福岡、熊本（地下水保全地域は25ha）、宮崎
40ha～	2	福井、 佐賀 （35ha～）
30ha～	4	長野 、長崎、大分、 鹿児島
20ha～	4	埼玉、 富山 （特別地域は1ha）、 岐阜 （かつ改変8ha～）、香川
15ha～	3	栃木 （特別地域は10ha）、山梨、 奈良
10ha～	4	三重 、 滋賀 、 岡山 、 沖縄
10ha未満	4	静岡 （5ha～）、 群馬 （5ha～）、 神奈川 （3ha～（特別区域は1ha～））、 東京 （敷地0.9～、建設0.3～）

①森林地域・③自然公園での面積規模要件（一覧）

■ 森林地域での要件裾下げ

	工業団地		工場	
	その他地域	森林地域	その他地域	森林地域
兵庫	100 ha	50 ha	100 ha	50 ha
秋田	75 ha	50 ha (保安林区域のみ)	75 ha	50 ha (保安林区域のみ)
山形	75 ha	50 ha (保安林区域のみ)	75 ha	50 ha (保安林区域のみ)
長野	50 ha	30 ha	50 ha	30 ha
滋賀	20 ha	15 ha	10 ha	10 ha
群馬	20 ha	5 ha (保安林区域のみ)	20 ha	5 ha (保安林区域のみ)

■ 自然公園での要件裾下げ

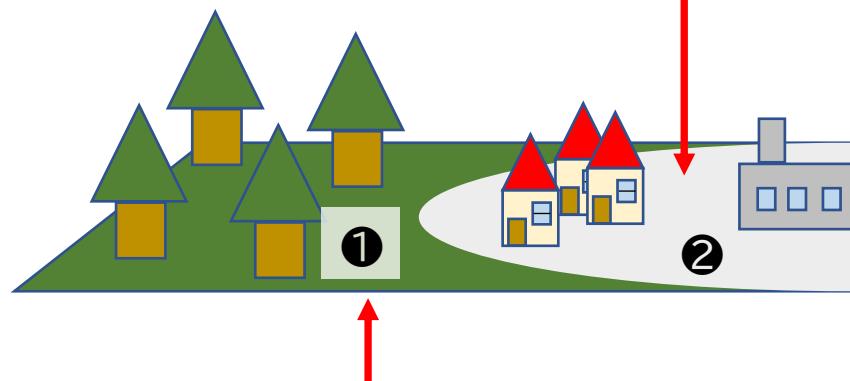
	工業団地		工場	
	その他地域	自然公園	その他地域	自然公園
兵庫	100 ha	50 ha	100 ha	50 ha
岩手	100 ha	10 ha (特別地域は1ha)	面積要件なし	
宮城	75 ha	50 ha	75 ha	50 ha
秋田	75 ha	50 ha	75 ha	50 ha
山形	75 ha	50 ha	75 ha	50 ha
鳥取	75 ha	50 ha	75 ha	50 ha
長野	50 ha	30 ha	50 ha	30 ha
鹿児島	40 ha	30 ha	40 ha	30 ha
奈良	50 ha	20 ha	15 ha	15 ha
栃木	50 ha	15 ha (特別地域は10ha)	50 ha	15 ha (特別地域は10ha)
岡山	50 ha	10 ha	50 ha	10 ha
三重	20 ha	10 ha	20 ha	10 ha
滋賀	20 ha	10 ha	10 ha	10 ha
沖縄	20 ha	10 ha	20 ha	10 ha
静岡	50 ha	5 ha	50 ha	5 ha
群馬	20 ha	5 ha	20 ha	5 ha
神奈川	10 ha	3 ha ¹⁸ -	10 ha	3 ha

検討事項 1 (面積要件の整合性を図る方法について)

- 工場が周辺環境に及ぼす可能性のある影響として、造成中および稼働後の影響があるが、双方とも面積要件を設定した昭和50年代と比較して大きく減少している。
- このため、①森林地域および②その他地域における面積規模要件を他の面的開発事業と整合を図るかたちで緩和することは、他府県が設定している面積規模要件と比較しても妥当と考えられる。

② 【その他地域の場合】

- 工場建設 : 20ha以上 → 現行の10haから緩和
- 他の面的開発 (工業団地等) : 20ha以上

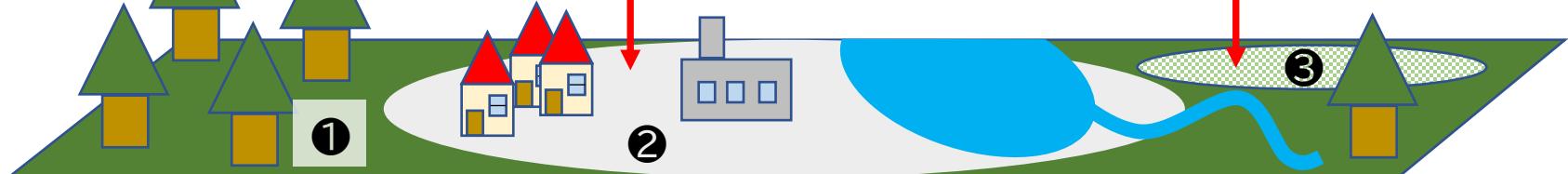


① 【森林地域の場合】

- 工場建設 : 15ha以上 → 現行の10haから緩和
- 他の面的開発 (工業団地等) : 15ha以上

③ 【自然公園の場合】

- ※同じ要件であり
検討不要
- 工場建設 : 10ha以上
 - 他の面的開発 (工業団地等) : 10ha以上



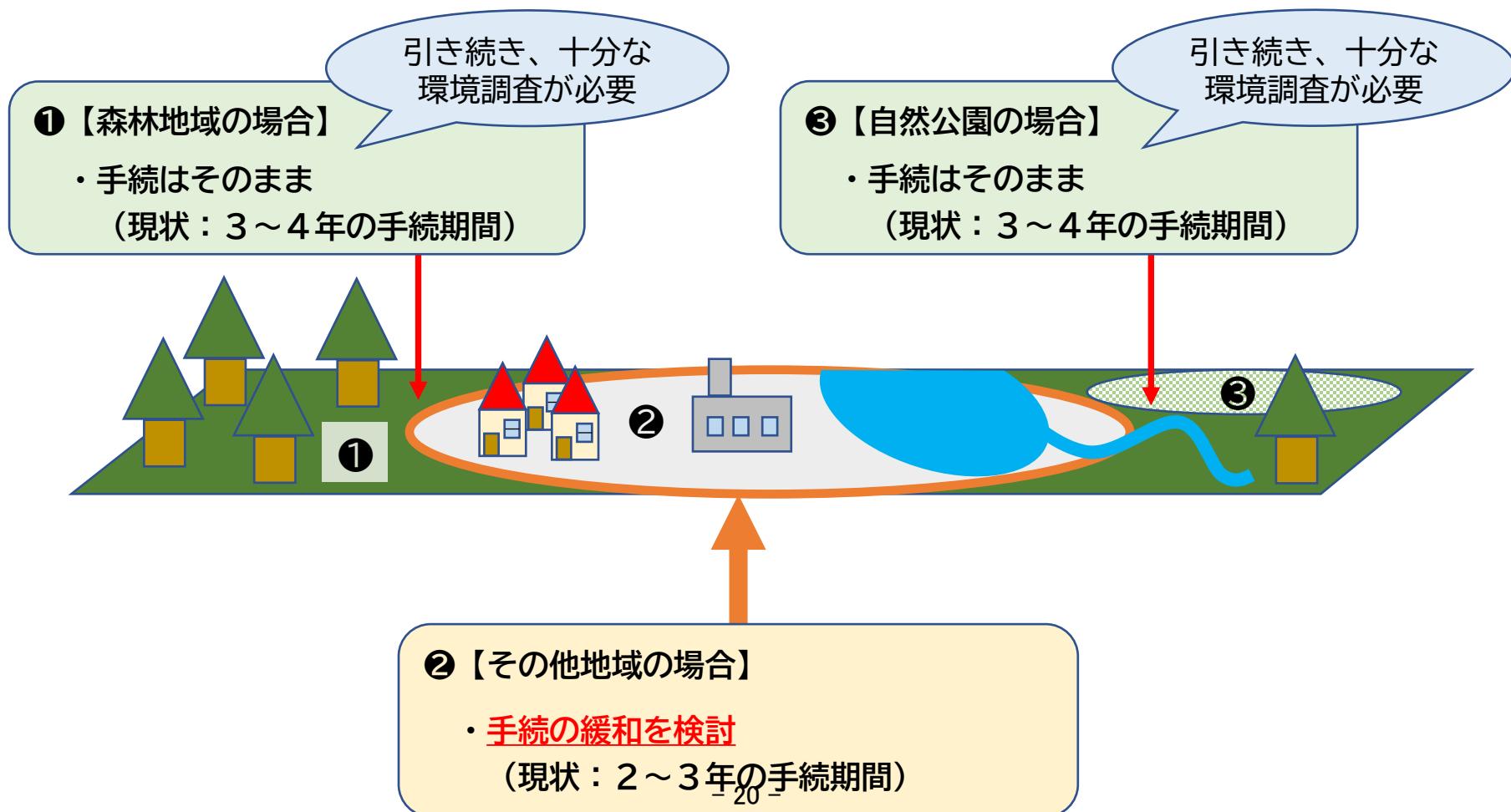
【面的開発事業とは】

- 工業団地、宅地、レクリエーション施設、
スキー場などの開発事業
- 県アセス条例では、同一の面積規模要件
(事業面積 20ha以上 (森林は15ha以上、
自然公園は10ha以上)) としている

検討事項 2（手続の緩和について）

対応方針

- ・改変に伴う環境影響が生じる可能性の低い「既造成地」などが含まれる
②「その他地域」において、手続の緩和（スピードアップ）を検討する。
- ・動植物、生態系など、多くの環境要素に影響を及ぼす可能性のある
「森林地域」、「自然公園」での手続は現行のままとする。

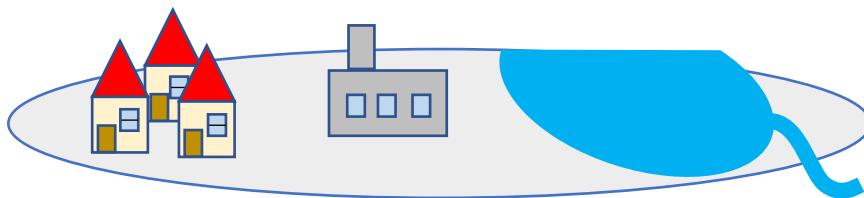


検討事項 2（手続の緩和について）

対応方針

- ・②「その他地域」であっても、山林や河川に近い場所、鳥獣保護区やヨシ群落等、造成に当たり配慮が必要な場所が存在する。
- ・このため、「その他地域 = 緩和が可能なエリア」とするのではなく、更なる絞り込みを行う。

②【その他地域】



②「その他地域」の中にも

- ・山林や河川に近い場所
(土砂災害等の懸念がある場所)
 - ・鳥獣保護区
 - ・ヨシ群落
- などが含まれる

「手続を緩和する場所」の

更なる絞り込みの検討を行う必要がある

検討事項2-①（【A】手続緩和エリアにならないエリアと 【B】手続緩和エリアになり得るエリア（白地エリア）について）

本県では、琵琶湖からその上流の森林までを、森・川・里・湖のつながりとして捉え、その豊かな自然環境や人々の営みを守る施策を進めている。

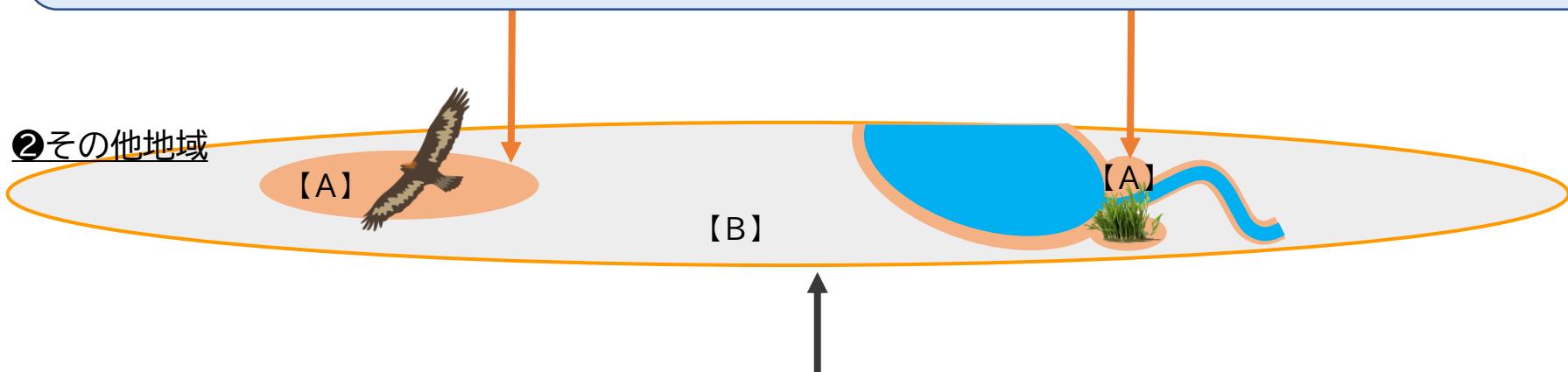
そのような観点から関係する法令に基づく区域を重ね合わせることで、
【A】手続緩和エリアにならないエリアを区分し、それ以外の場所を【B】手続緩和エリアになり得るエリア（白地エリア）とする。

【更なる絞込みの検討】

【A】手続緩和エリアにならないエリア

- ・鳥獣保護区、ヨシ群落、土砂災害警戒区域、河川から一定の距離など

各法令に基づく区域を重ね合わせることで作成（＝改変前に十分な調査や配慮の検討が必要な場所）



【B】手続緩和エリアになり得るエリア（白地エリア）

- ・環境影響評価に係る情報の把握が比較的容易と考えられる場所

= 一定条件をクリアすれば、手続緩和が可能な場所（【C】の候補エリア）

検討事項2-① (【A】手続緩和エリアにならないエリアと 【B】手続緩和エリアになり得るエリア(白地エリア)について)

【A】手続緩和エリアにならないエリア

← 森・川・里・湖やそれらのつながりの中で
育まれる暮らしや産業を保全する観点からエリアを設定

区域名		根拠法令	概要
1	砂防指定地	砂防法	・土砂流出被害防止の観点から、砂防設備が必要な土地、または一定の行為が制限された土地
2	地すべり防止区域	地すべり等防止法	・地すべりやぼた山の崩壊による被害の除却、軽減等
3	河川から200mの範囲		・河川生態系の維持、流域治水、地下水保全、生物多様性保全のために必要な一定距離(27河川に設定)
4	原生自然環境保全地域、 自然環境保全地域、滋 賀県自然環境保全地域、 緑地環境保全地域	自然環境保全法 滋賀県自然環境保全条例	・自然的・社会的諸条件からみて、その地域の自然環境を保全することが特に必要な地域 ・市街地周辺の樹林地など、良好な緑地環境を維持するための保全する地域 等
5	土砂災害警戒区域 (特別警戒区域を含む)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	・土砂災害が発生した場合に土石などが到達し、住民の生命や身体に危害が生じるおそれがある区域
6	急傾斜地崩壊 危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者などに被害が及ぶ可能性がある場所
7	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	・鳥獣の保護を目的として指定される区域
8	ヨシ群落 保全区域	滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例	・自然景観、魚類鳥類の生息、湖岸の侵食防止、水質保全の観点からヨシ群落の保全に努める地域
9	希少野生動植物種の 生息・生育地保護区	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例	・希少動植物の保護のための生息地や生育地 ・それらと一体的に保護が必要な区域

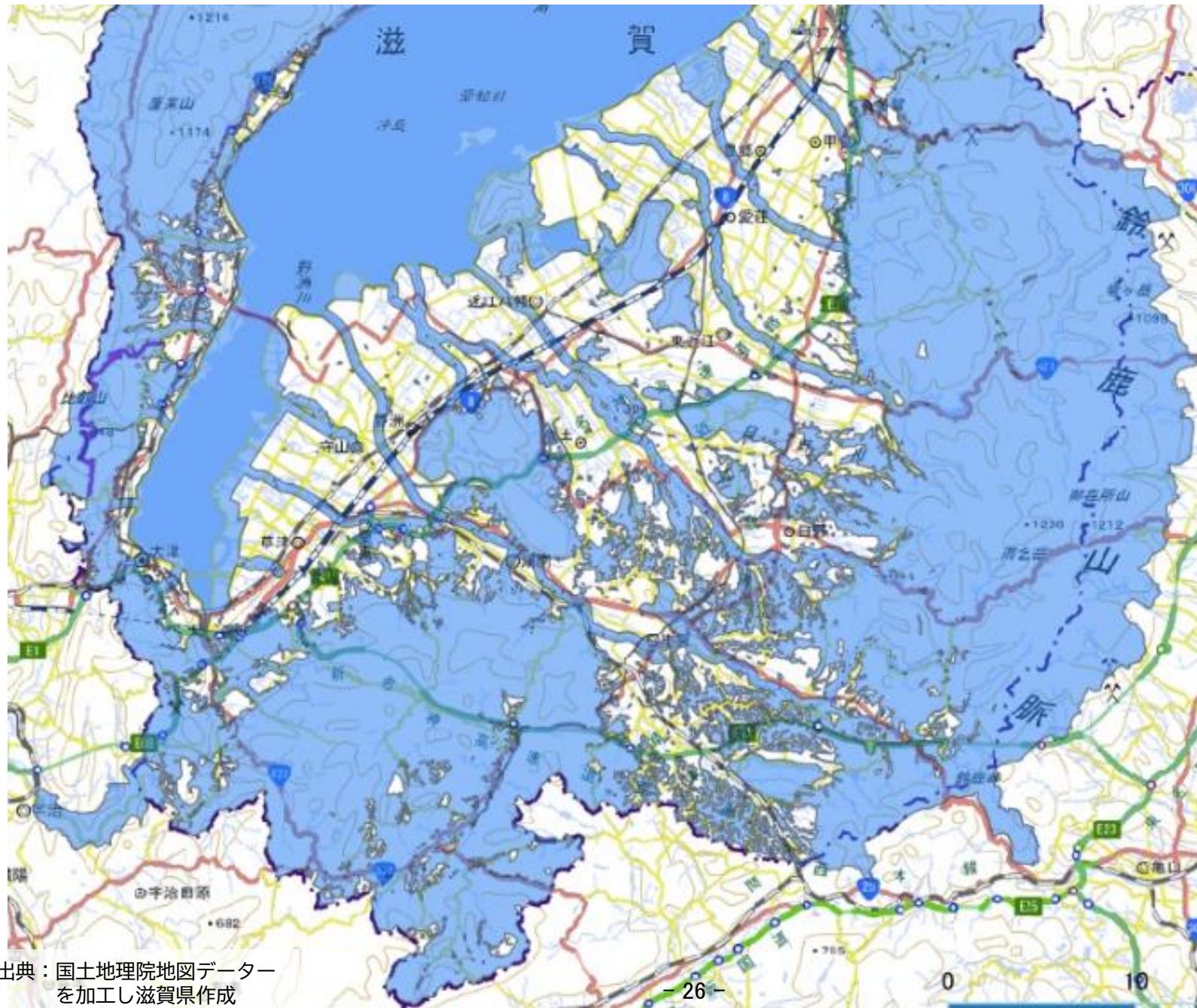
【A】手続緩和エリアにならないエリア（前頁の各法令の区域、森林地域、自然公園を重ね合わせたもの）

イメージ図



出典：国土地理院地図データー
を加工し滋賀県作成

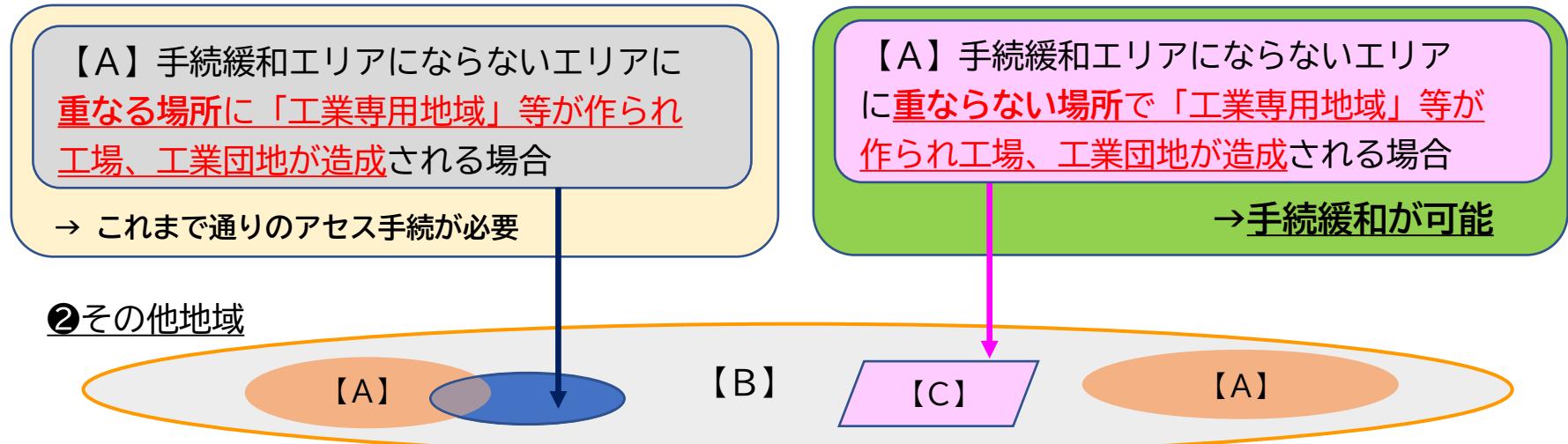




出典：国土地理院地図データー
を加工し滋賀県作成

検討事項 2-② (【C】手続緩和エリアについて)

【B】の場所に、工場・工業団地を造ろうとする場合

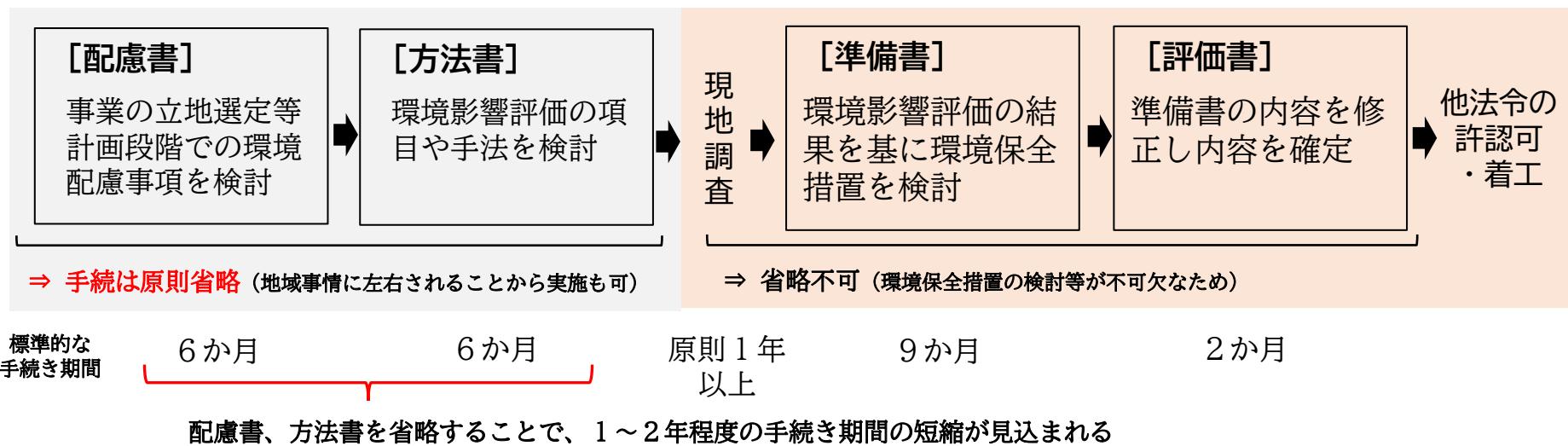


- ・ 【B】手続緩和エリアになり得るエリア（白地エリア）においても、工場や工業団地を造成することの住民説明がなされていない場合は、手続緩和の対象とは妥当ではない。
- ・ よって、【A】手続緩和エリアにならないエリアと重ならない形で、都市計画法の工業専用地域または地区計画（専ら工場、工業団地の用に供されるものに限る。）が設定され、工場、工業団地が造成される場合に、手続緩和の対象とする。

検討事項 2-③ (【C】手続緩和エリアでの手続の内容について)

<制度見直し>

- 配慮書、方法書手続を原則省略とする（地域状況に応じて、手続の実施も可能とする）
- 準備書以降の手続は、手続緩和エリア（既造成地）であっても、希少な動植物の生息生育が確認される場合や、生息生育の潜在性が高い場所である可能性があることから省略不可とする



<手続を省略可能とする理由>

【配慮書】：工業専用地域等では、工場や工業団地を造成することの住民合意形成が完了しており、配慮書で求められる立地選定等に係る検討が完了している

【方法書】：既造成地であり調査項目等の絞り込みが可能。県技術指針（滋賀県告示）に従い調査手法を検討いただければ差し支えない（知事意見で調査手法を指示しなくとも、事業者が行う専門家ヒアリング等により、必要十分な調査手法の確立が可能）

制度見直し後のイメージ【面積要件】

①【森林地域】

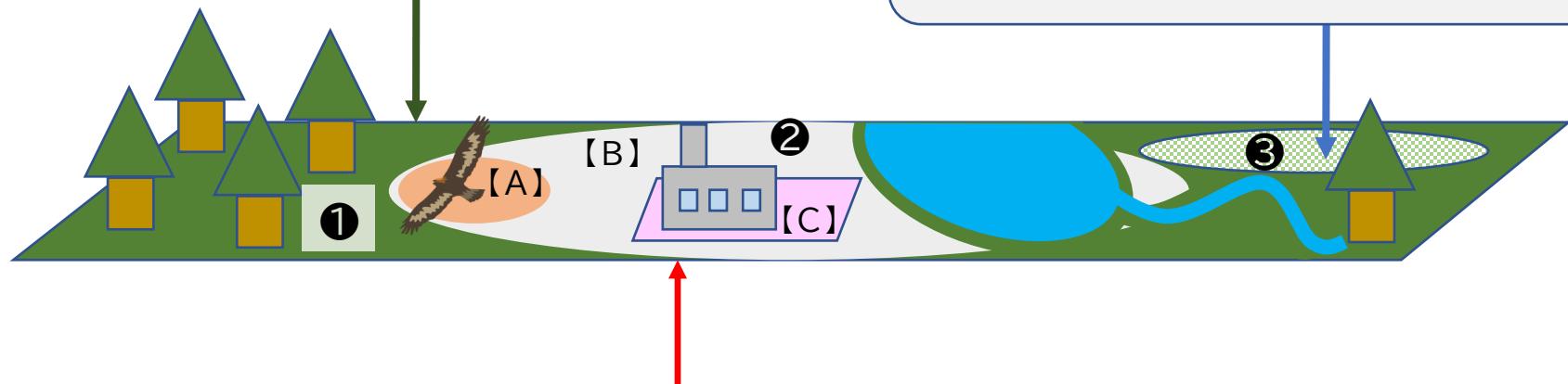
面積要件：
・工場建設：15ha以上 ← 緩和
・他の面的開発：15ha以上
10haから

【面的開発事業とは】

- ・工業団地、宅地、
レクリエーション施設、
スキー場などの開発事業

③【自然公園】

面積要件：
・工場建設：10ha以上
・他の面的開発：10ha以上



②【その他地域】

【A】手続緩和できないエリア、【B】白地エリア、【C】手続緩和エリア

面積要件：
・工場建設：20ha以上 ← 緩和
・他の面的開発：20ha以上
10haから

制度見直し後のイメージ【手続】

【面的開発事業とは】

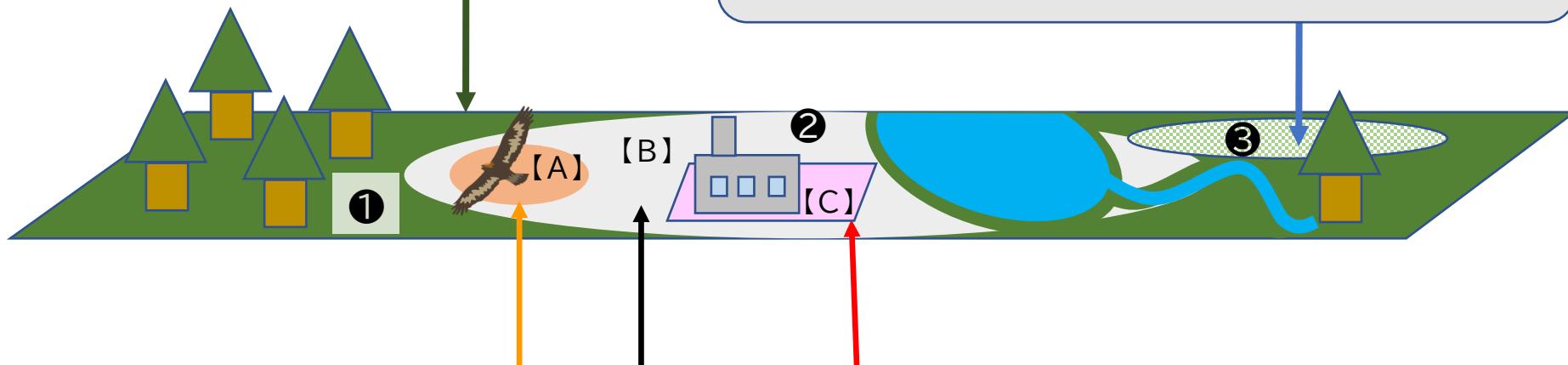
- ・工業団地、宅地、
レクリエーション施設、
スキー場などの開発事業

①【森林地域】

手続：配慮書→方法書→準備書→評価書→工事着工

③【自然公園】

手続：配慮書→方法書→準備書→評価書→工事着工



②【その他地域】

【A】手続緩和できないエリア、【B】白地エリア

手続：配慮書→方法書→準備書→評価書→工事着工

②【その他地域】

【C】手続緩和エリア

手続：準備書→評価書→工事着工

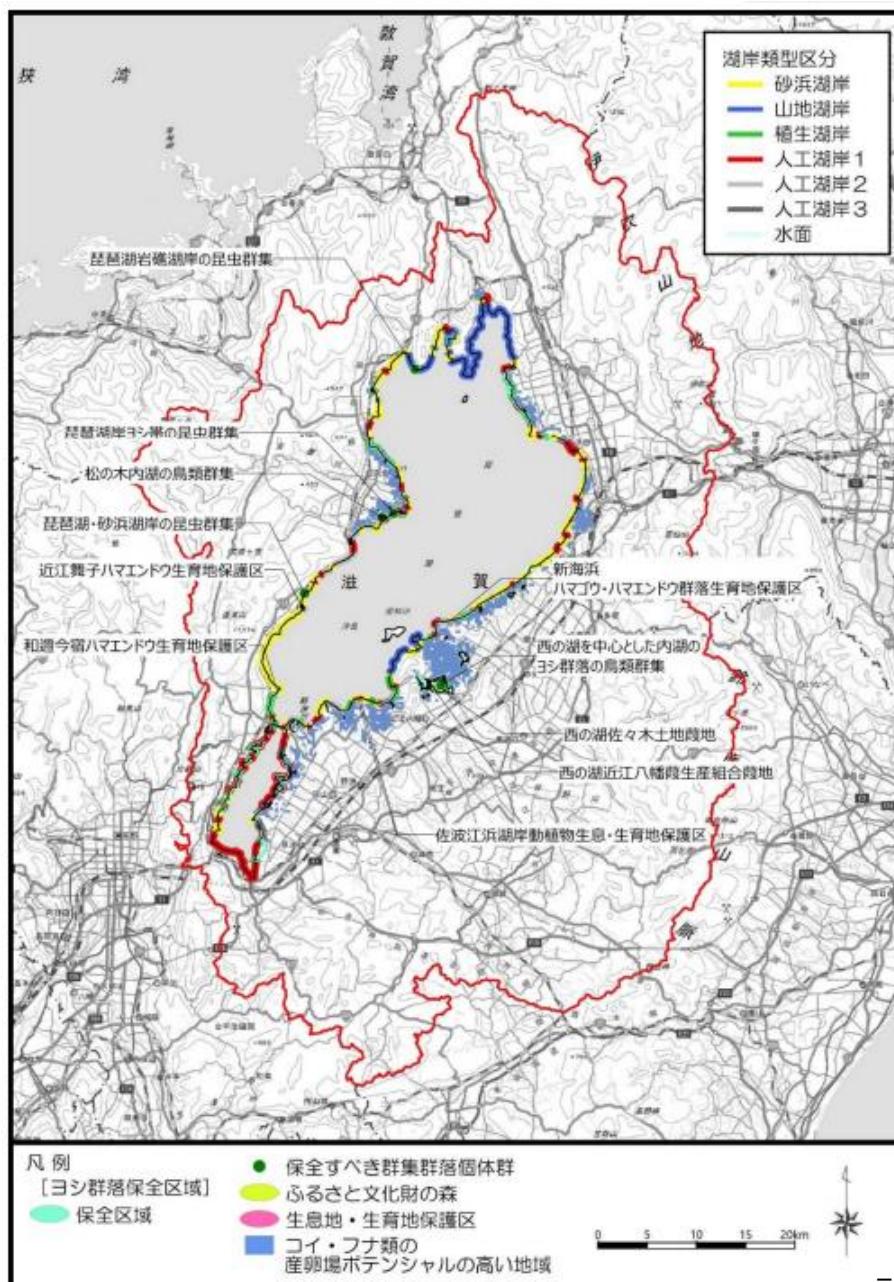
技術指針の見直しについて

- ・今回、森、川、里、湖のつながりを保全する観点から、関係する法令に基づく区域を重ね合わせる形で、【A】手続緩和エリアにならないエリアを区分した。
- ・一方で、法令に位置付けられていない区域であっても、ネイチャーポジティブ、NbS（自然を基盤とした解決策）、OECM（保護地域以外で生物多様性の保全に貢献している地域）等の観点から造成に当たって配慮すべき場所がある。
- ・このため、このような生態系のつながりを守る観点から配慮が求められる場所については、「事業予定地およびその周辺の地域特性として把握する必要がある場所」として「生物多様性しが戦略2024」で示された場所を中心に技術指針に盛り込むこととした。

➡ 詳細は次ページ以降を参照

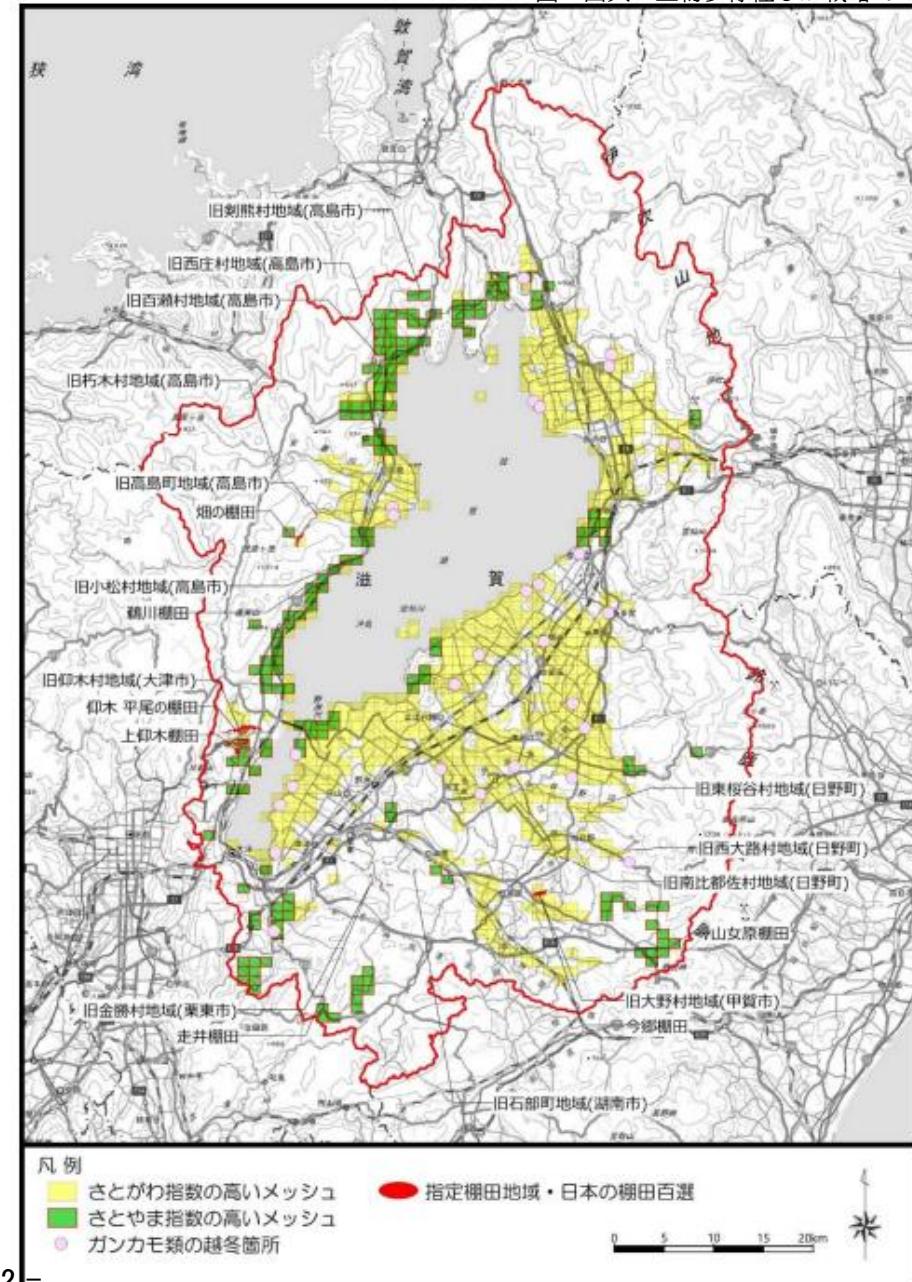
- ・また、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入、吸収源対策など、大規模事業を実施するに当たり造成中または施設稼働後の対策として検討すべき事項についても、CO₂ネットゼロ社会づくりの観点から「事業者における環境配慮の観点からの項目」として同様に技術指針に盛り込むこととした。

〔生物多様性戦略〕で示された「湖岸環境」



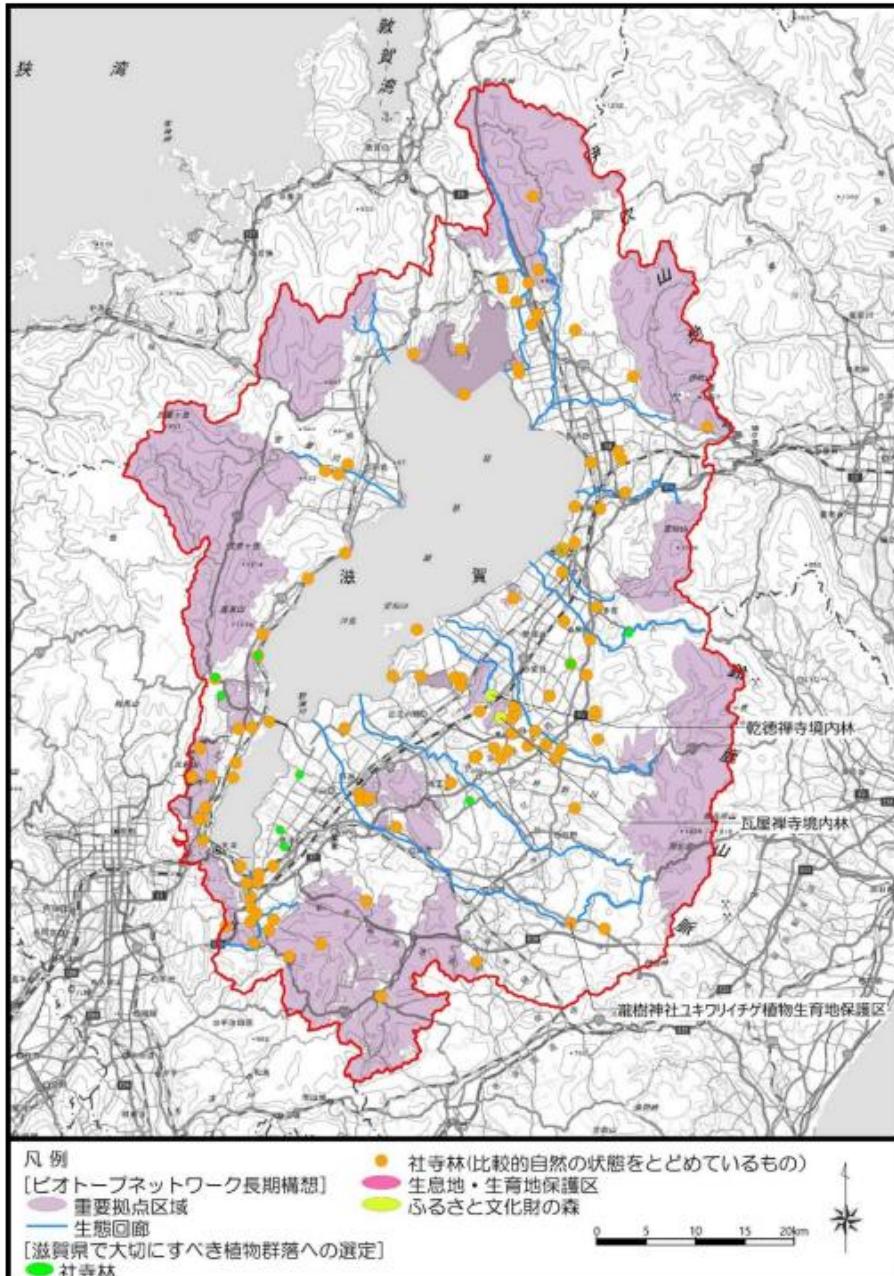
〔生物多様性戦略〕で示された「湖辺～里山環境」

図の出典：生物多様性しが戦略2024

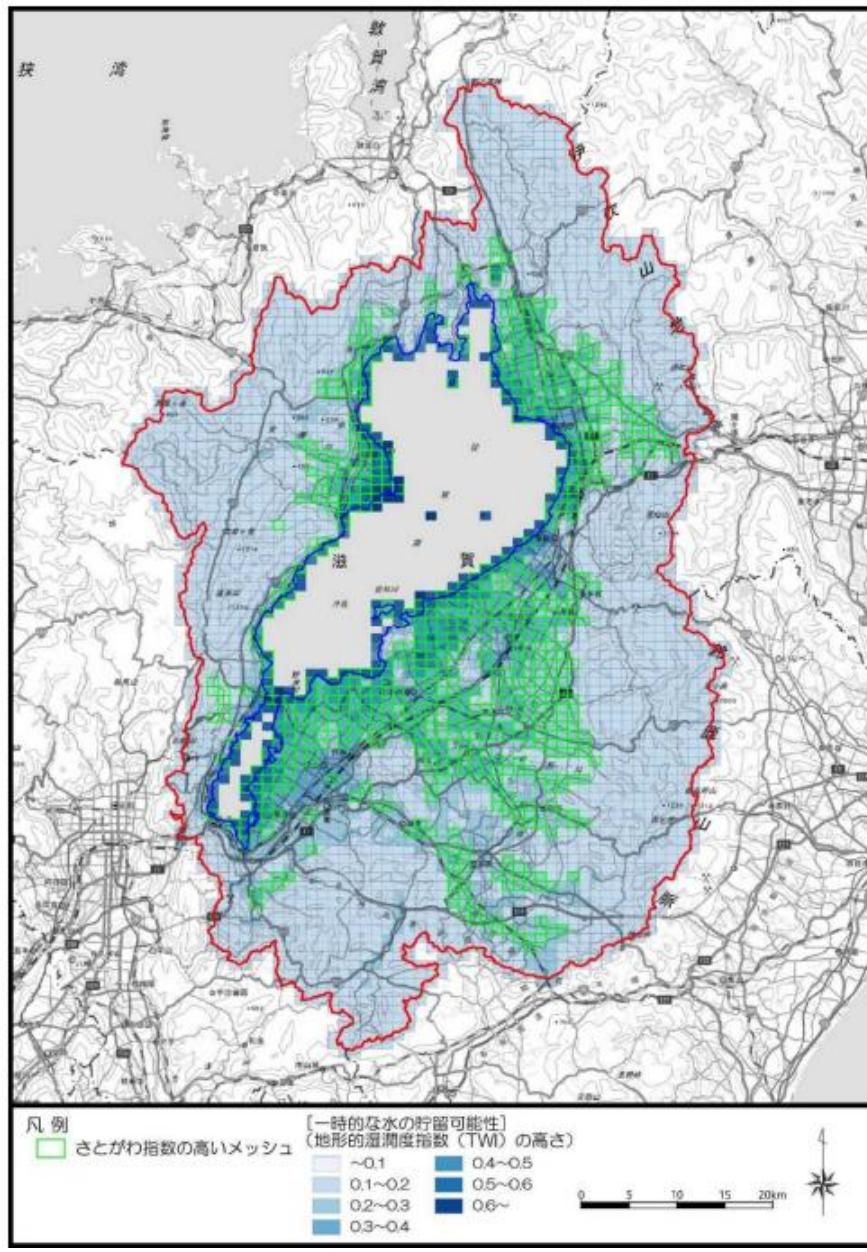


[生物多様性戦略] で示された「生きものの生息・生育場所とそのつながり」

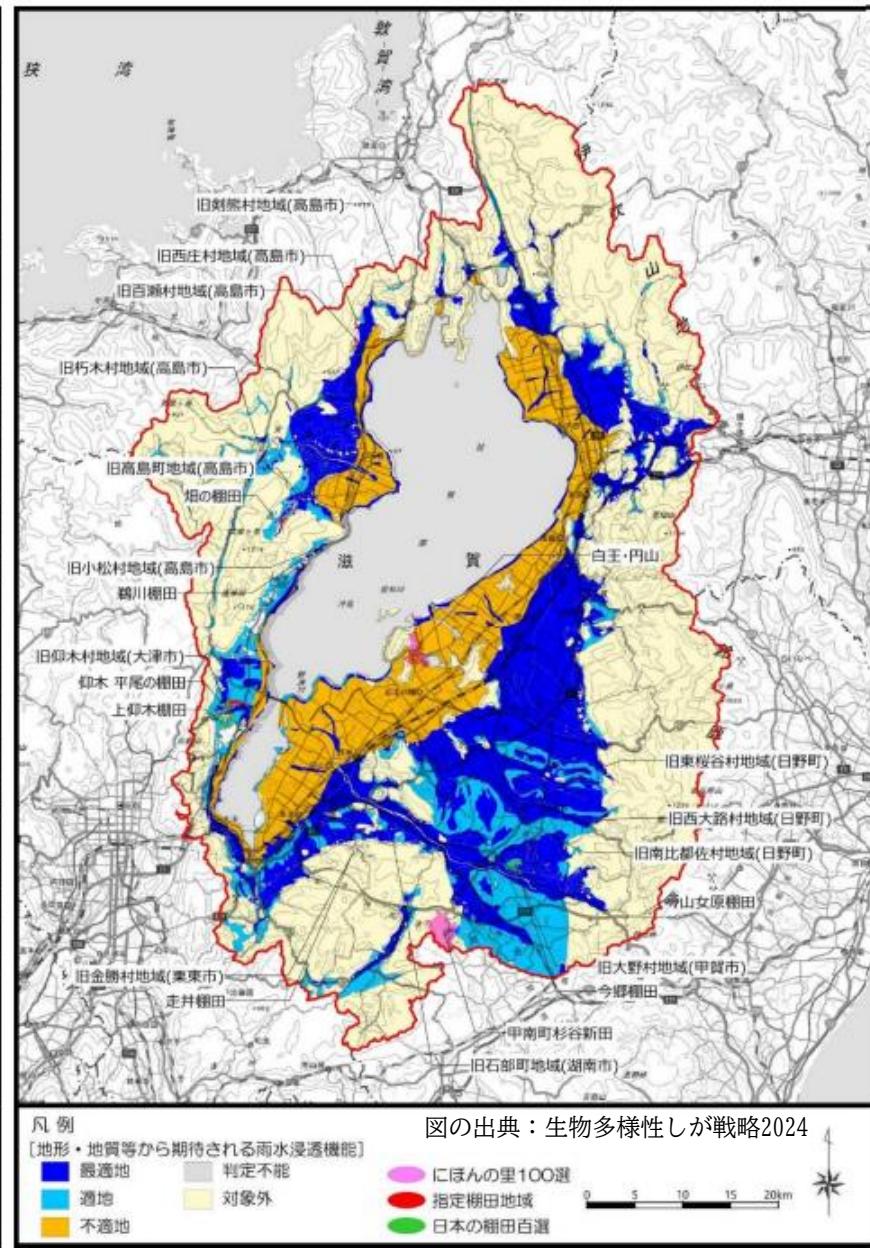
図の出典：生物多様性しが戦略2024



〔生物多様性戦略〕で示された
「一時的な水の貯留可能性がある場所」



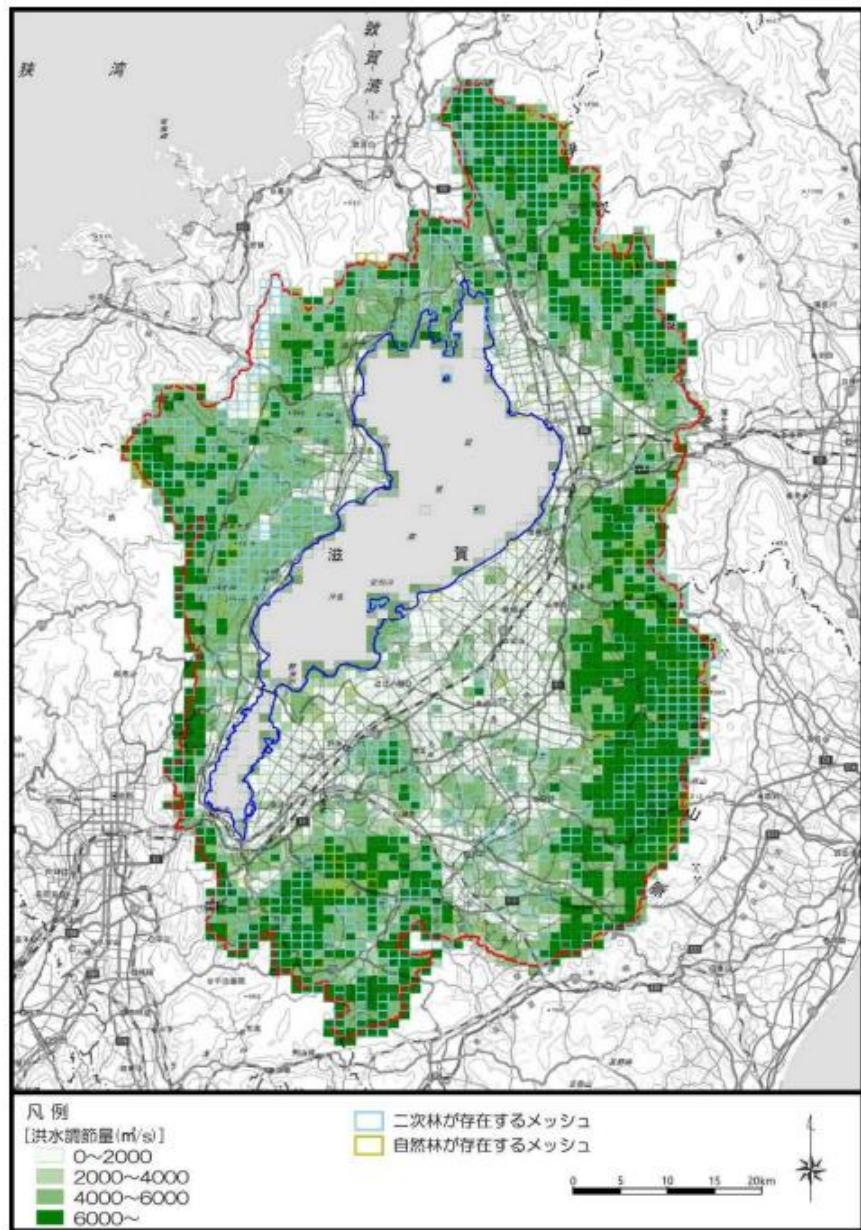
〔生物多様性戦略〕で示された
「地形・地質等から雨水浸透機能が期待できる場所」



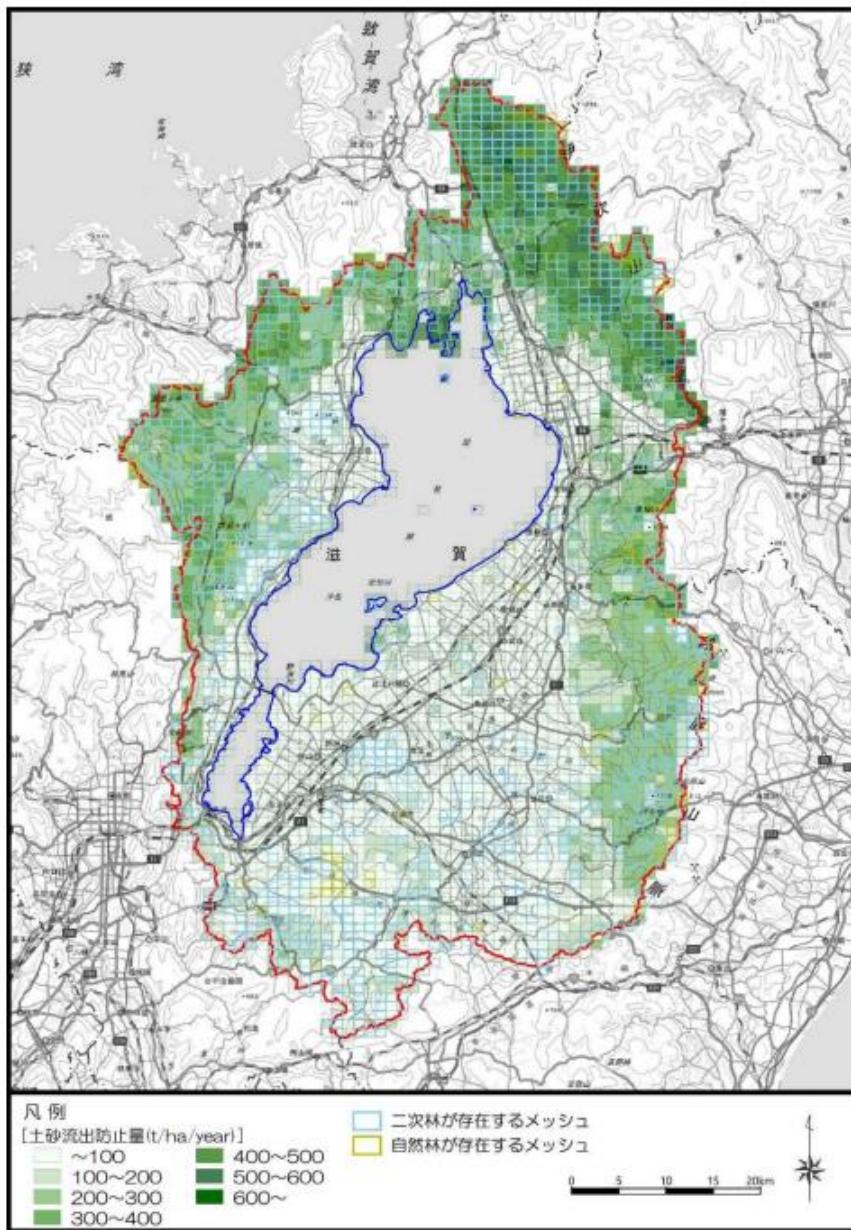
※ 一時的な水の貯留可能性がある場所：集水面積が大きく傾斜が小さい地形となっており、水が溜まりやすい場所。地形的潤滑度指数 (TWI) の高さにより評価したもの

※ 地形・地質等から雨水浸透機能が期待できる場所：地形や地質等から雨水浸透の促進が期待される度合いに応じて最適地、適地、不適地に分類。なお、山地は分析の対象外。

〔生物多様性戦略〕で示された「洪水調整量」



〔生物多様性戦略〕で示された「土砂流出防止量」

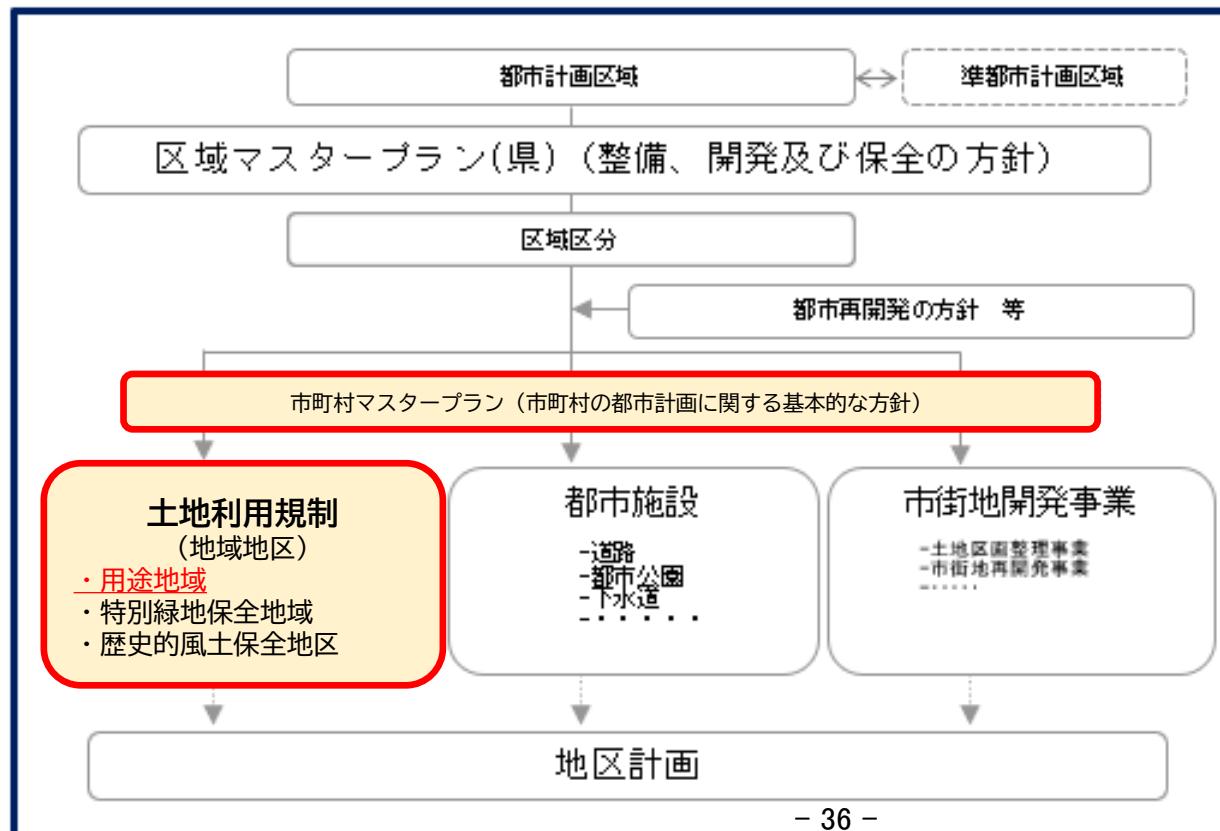


※ 洪水調整量 (m³/s) : 各メッシュ (約1km²) 内にある河川の洪水時の最大流量を緩和する機能の大きさ。土地利用別のピーク流出係数、降雨強度、流域面積から算出されたもの。

※ 土壤流出防止量 (t/ha/year) : 植生によって土壤流出が防止される機能の大きさ。³⁵ 土地利用、降水量、土壤係数、傾斜長係数、作物管理係数・保全係数から算出されたもの。

【参考】都市計画法の手続

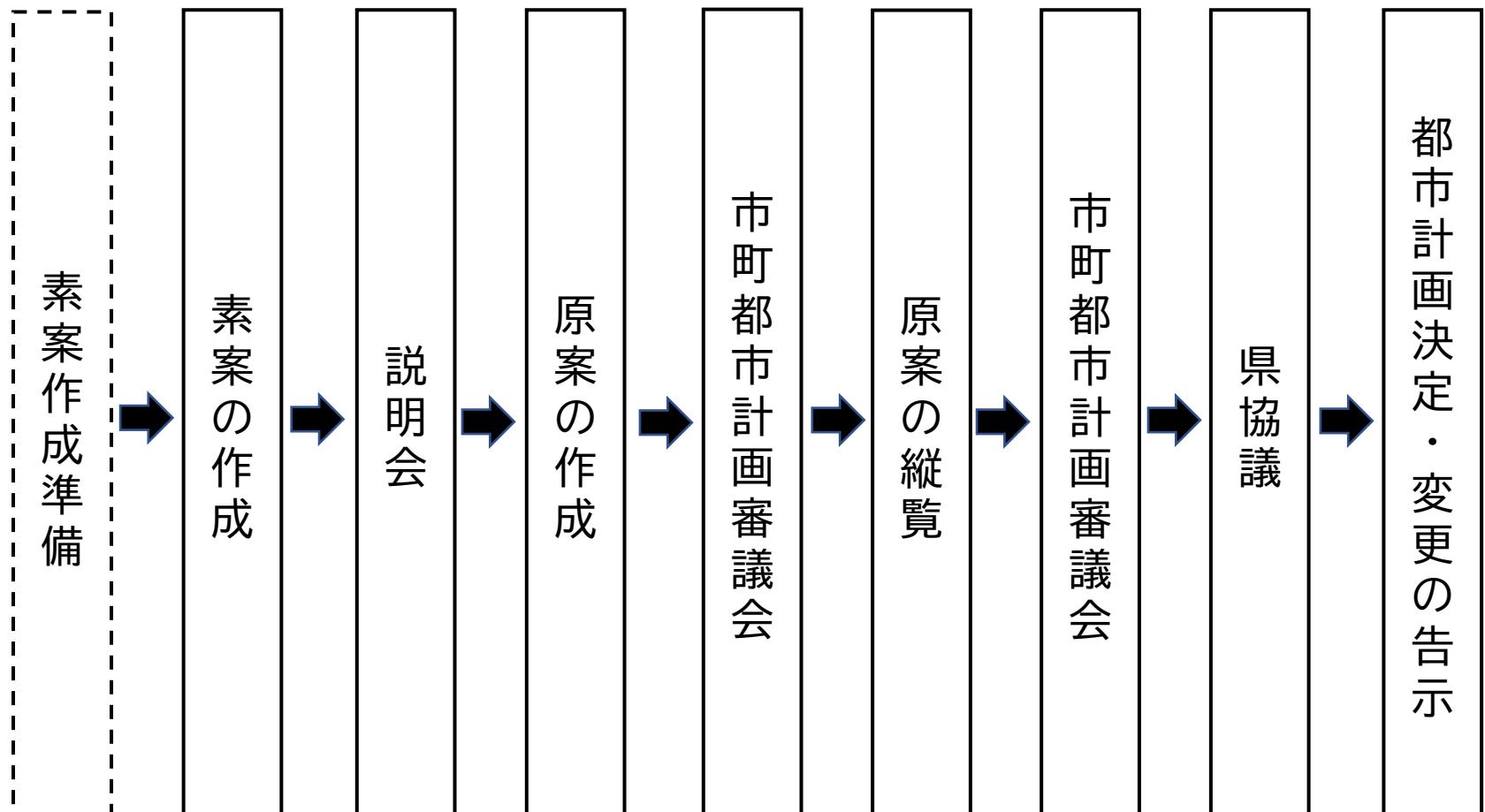
- ・都市計画法では、住環境の保護、商工業の利便向上等を図るため、建てられる建築物の用途や規模によって、土地を13種類の「用途地域」に区分することが出来る。
- ・「工業専用地域」は「用途地域」の1つとして、『市町村マスタープラン』に即して定められる。
- ・用途地域の指定や変更をする場合、関係自治体との協議、公告縦覧および説明会の開催、都市計画審議会での審議等が必要となる。



図の出典：
国土交通省HP「土地利用計画制度」
(国土交通省 都市局 都市計画課)
令和6年3月)

【参考】市町が行う用途地域の変更に係る都市計画決定（変更）の手続き

※案件により手続きは異なる場合がある



地域の
意向等の反映

意見

意見書

各段階で市民が意見を
述べる機会がある

市 民

【参考】土地利用計画制度のイメージ

区域区分

地域地区

【例：用途地域】

都市施設
市街地開発事業

地区計画

都市全体の
計画の見取り図

都市計画区域

・市街化区域

・市街化調整区域

商業地域

・準工業地域

・工業地域

第一種低層住居専用地域

・第一種住居地域

・鉄道

公園

・地区計画

・道路

・土地区画整理事業

都市計画区域

・地区計画

図の出典：国土交通省HP「土地利用計画制度」

（国土交通省 都市局 都市計画課 令和6年3月）

【参考】13種類の「用途地域」

図の出典：国土交通省HP「土地利用計画制度」
(国土交通省 都市局 都市計画課 令和6年3月)

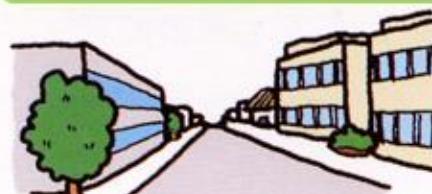
第一種低層住居専用地域



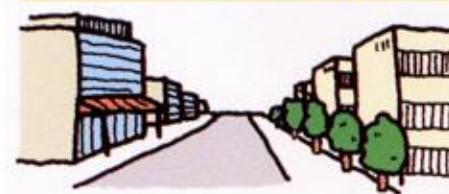
第二種低層住居専用地域



第一種中高層住居専用地域



第二種中高層住居専用地域



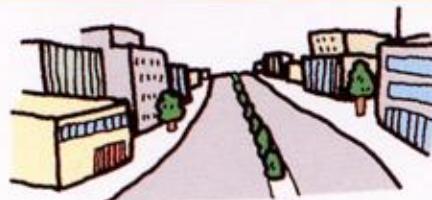
第一種住居地域



第二種住居地域



準住居地域



田園住居地域



低層住宅のための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。

主に低層住宅のための地域です。小中学校などのほか、150m²までの一定のお店などが建てられます。

中高層住宅のための地域です。病院、大学、500m²までの一定のお店などが建てられます。

主に中高層住宅のための地域です。病院、大学などのほか、1,500m²までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられます。

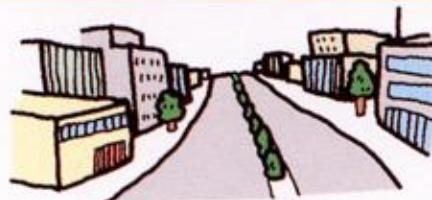
第一種住居地域



第二種住居地域



準住居地域



田園住居地域



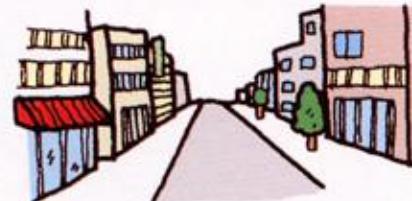
住居の環境を守るための地域です。3,000m²までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。

道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。

農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域です。住宅に加え、農産物の直売所などが建てられます。

近隣商業地域



まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。

商業地域



銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

準工業地域



主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。

工業地域



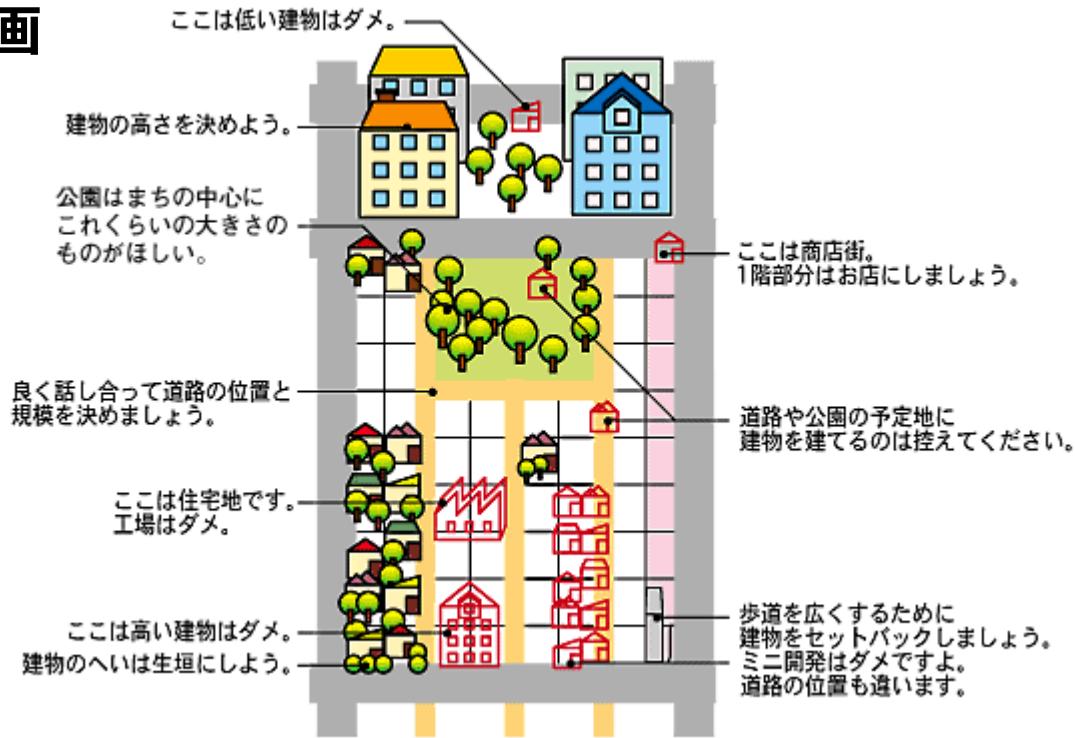
どんな工場でも建てられる地域です。住宅やお店は建てられますが、学校、病院、土建などは建てられません。

工業専用地域



工場のための地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

【参考】地区計画



【地区計画とは】

- ・住居地域や工業地域などの用途地域の指定よりも、より細かい規制を加えて良好な街づくりを進めるために定めるもの。
- ・地区計画は、将来像などの「地区計画の方針」と、生活道路の配置や建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」で構成され、住民等の意見を反映して、その地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定める。

【策定プロセス】

- ・地区計画の案は、市町村が条例に基づき、土地所有者等の意見を求めて作成。

【参考】滋賀県環境影響評価条例の対象事業

- 滋賀県環境影響評価条例では、17種類の対象事業を規定

対象事業の種類	対象規模要件
1. 道 路 一般道路 自然公園特別地域道路	4車線以上かつ7.5km以上（改築 7.5km以上） 2車線以上（林道は幅員が5mを超えるもの）かつ2km以上（改築（バイパス）2km以上）
2. 河 川 ダム、堰 湖沼水位調節施設 放水路、捷水路	湛水面積 50ha以上（改築 25ha以上増） 露出面積 50ha以上 改変面積 20ha以上
3. 鉄 道 鉄道、軌道	7.5km以上（改良 7.5km以上）
4. 飛行場	滑走路長 1,875m以上（滑走路の延長 375m以上）
5. 発電所 水力発電所 火力発電所 風力発電所	発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 2万kW以上（規模の変更 2万kW以上） 発電設備の出力 1,500kW以上（規模の変更 1,500kW以上）
6. 廃棄物処理施設 し尿処理施設 ごみ焼却施設 廃棄物最終処分場	日 100kL以上（規模の変更 日 100kL以上増） 時間 4t以上（規模の変更 時間 4t以上増） 敷地面積 5ha以上（規模の変更 5ha以上増）
7. 下水道終末処理場	敷地面積 5ha以上（増設 5ha以上増）
8. 埋立、干拓	埋立面積 3ha以上
9. 港湾施設の建設	新設 改築 事業面積3ha以上
10. 土石、砂利採取	湖中 事業面積 5ha以上 陸上 事業面積 ⁴ 20ha以上（自然公園（注 ² ）は10ha以上）

11. 土地区画整理事業	事業面積 20ha 以上 (40ha 未満は既存宅地外の面積が 20ha 以上) (森林 ^(注1) は 15ha 以上、自然公園 ^(注2) は 10ha 以上)
12. 工業団地造成事業	事業面積 20ha 以上 (森林 ^(注1) は 15ha 以上、自然公園 ^(注2) は 10ha 以上)
13. 宅地の造成事業 ^(注3)	事業面積 20ha 以上 (森林 ^(注1) は 15ha 以上、自然公園 ^(注2) は 10ha 以上)
14. 第2種特定工作物 (レクリエーション施設)	事業面積 20ha 以上 (森林 ^(注1) は 15ha 以上、自然公園 ^(注2) は 10ha 以上)
15. 工場等の建設	排水量 日 2,000m ³ 以上 燃料使用量(重油換算) 時間 3kL 以上 敷地面積(次の土地の部分を除く) 10ha 以上 ア 既に工場等の敷地である土地 イ 工場等の敷地であった土地であって、次のいずれにも該当するもの (ア) 当該工場等の廃止の日から起算して 10 年を経過していないこと。 (イ) 当該工場等の廃止の日以後、工場等の敷地の用途以外の用途に供されたことがないこと。
16. 高層建築物	高さ 60m 以上かつ床面積 5 万 m ² 以上 (増築、改築 5 万 m ² 以上)
17. その他	都市公園 改変 20ha 以上 (森林 ^(注1) は 15ha 以上、自然公園 ^(注2) は 10ha 以上) スキー場 改変 20ha 以上 (森林 ^(注1) は 15ha 以上、自然公園 ^(注2) は 10ha 以上)

注 1) 森林：国土利用計画法第9条第2項第3号に規定する森林地域が 15ha 以上含まれる場合

注 2) 自然公園：自然公園法第2条第1項に規定する自然公園の区域が 1 ha 以上含まれる場合

注 3) 「宅地」には、住宅地以外にも工業団地なども含まれる

「工場」の面積規模要件が、他の面的開発事業の規模要件よりも厳しい

- ・河畔緩衝帯 (riparian buffers) は、いわゆる陸域と水域の移行帯 (ecotone) であり、水辺生物の生息場、森林から供給される物質の滞留、地下水の保全等の場として多様な機能を持っている。
- ・EU水枠組み指令などにより、各国が治水 + 環境保全 + 利水の観点から有している知見は以下のとおりであり、**河川の持つ生態学的機能維持の観点からは約20～30m、生物多様性の保全の観点からは100～150mの緩衝帯が必要**とされている。

	河畔緩衝帯の必要幅【2005年】			
	河川水温上昇の抑制	有機物供給	水質・地下水保全	水生生物保全
日本 ⁽¹⁾	40m	40m	50m	100m

	河畔緩衝帯の必要幅（様々な文献の平均値）【2019年】			
	水質・地下水保全	植物の多様性保全	水生生物、両生類・小型哺乳類保全	鳥類の多様性保全
EU（北欧） ⁽²⁾	11m	24m	25-53m	144m

	河畔緩衝帯の必要幅【2005年】	
	水質・地下水保全	治水
米国 ⁽³⁾	10～50m	30m

- ・流域治水や地下水保全の観点に加え、水生生物等の保全の観点から範囲を設定する場合、河川から100mの距離が必要。鳥類の保全まで考慮すると、河川から150mの距離が必要。

【参考文献】

(1)北海道立林業試験場森林環境部、河畔林のはたらきとつくり方、平成17年3月

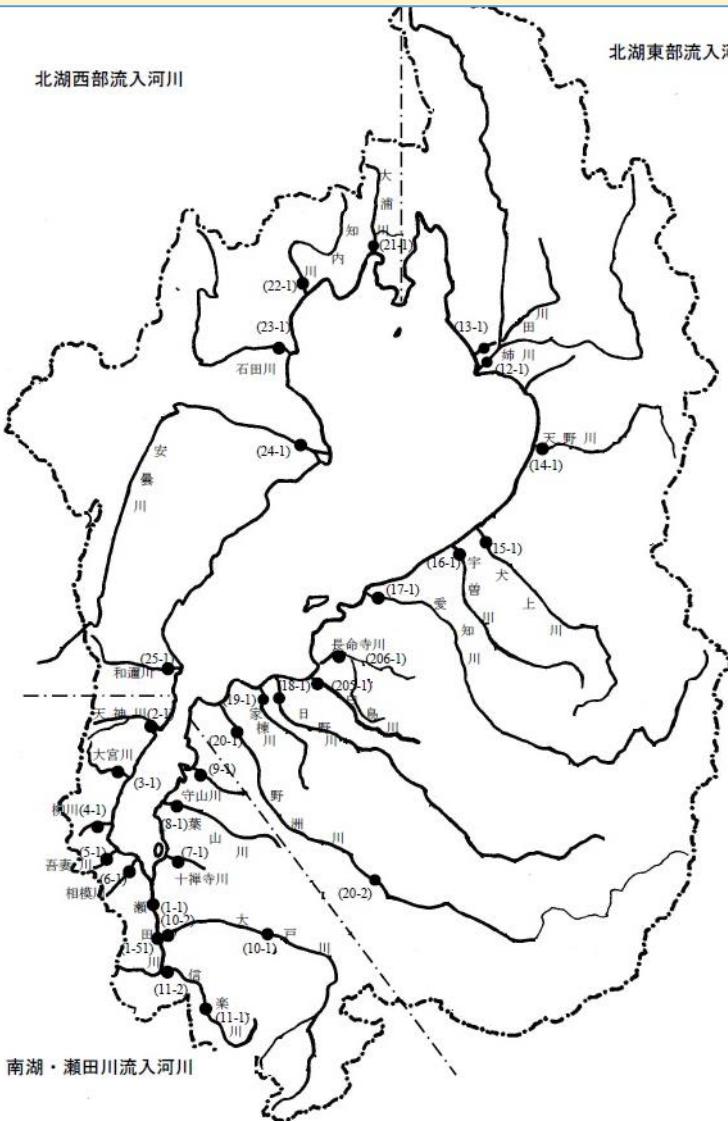
(2)Lovisa, L. Eliza, M. H., & Hjalmar, L. Towards ecologically functional riparian zones: A meta-analysis to develop guidelines for protecting ecosystem functions and biodiversity in agricultural landscapes. (2019). *Journal of Environmental Management*

(3)EPA, Riparian Buffer Width, Vegetative Cover, and Nitrogen Removal Effectiveness: A Review of Current Science and Regulations. (2005).

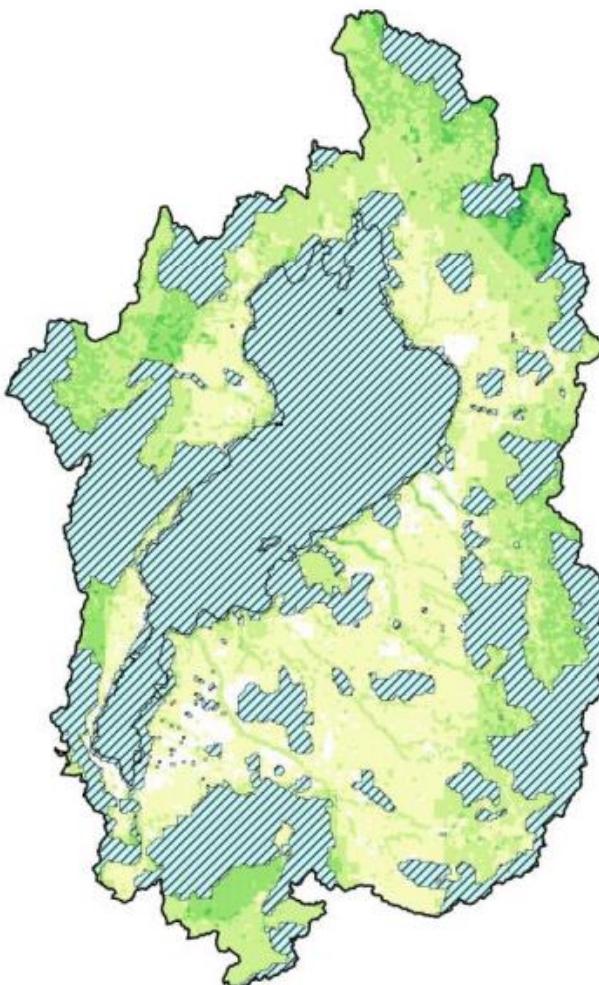
滋賀県での「従来どおりの環境アセス手続が必要なエリア」としての河畔緩衝帯の設定について

- 滋賀県の地域特性も考慮し、環境基準等が設定されている、各地域の主要27河川から200mの範囲とするのが妥当

北湖西部流入河川



生物多様性
ポテンシャルの
高い場所と
概ね一致



図の出典：生物多様性しが戦略2024

凡例
既設の保護地域

[生物多様性の価値基準の該当数]

少

多

0 5 10 15 20km

